

江田島市環境基本計画

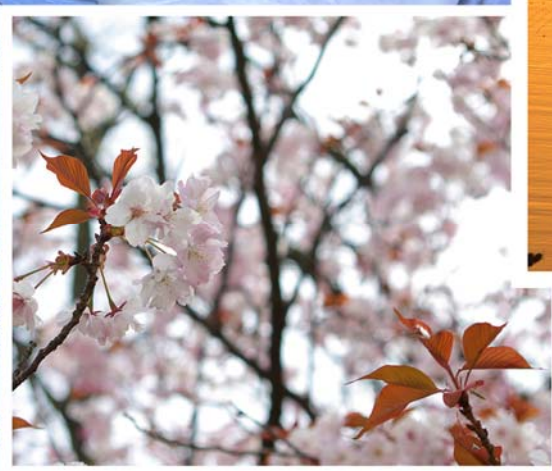


恵まれた美しい自然や
海を次世代へつなぐ



『環境未来島』

えたじま



平成 24 年 3 月
江田島市



はじめに

今日の環境問題は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えることにより、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、地球環境にも影響を与えています。このような環境問題を解決していくためには、私たちの社会経済システムやライフスタイルそのものを見直し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変革していく必要があります。

江田島市では、平成23年3月に、「江田島市環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本理念や、市、市民、事業者等の役割、環境に関する基本的な施策を明らかにしました。この度、条例に掲げる基本理念や環境に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、「江田島市環境基本計画」を策定しました。

この基本計画は、本市の環境に関連する施策を体系化し、具現化するもので、江田島市総合計画の将来都市像「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」の実現を環境面から推進するものです。

この基本計画に基づき、本市の目指す環境像である「恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』えたじま」を実現するように、全力を尽くして参りますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

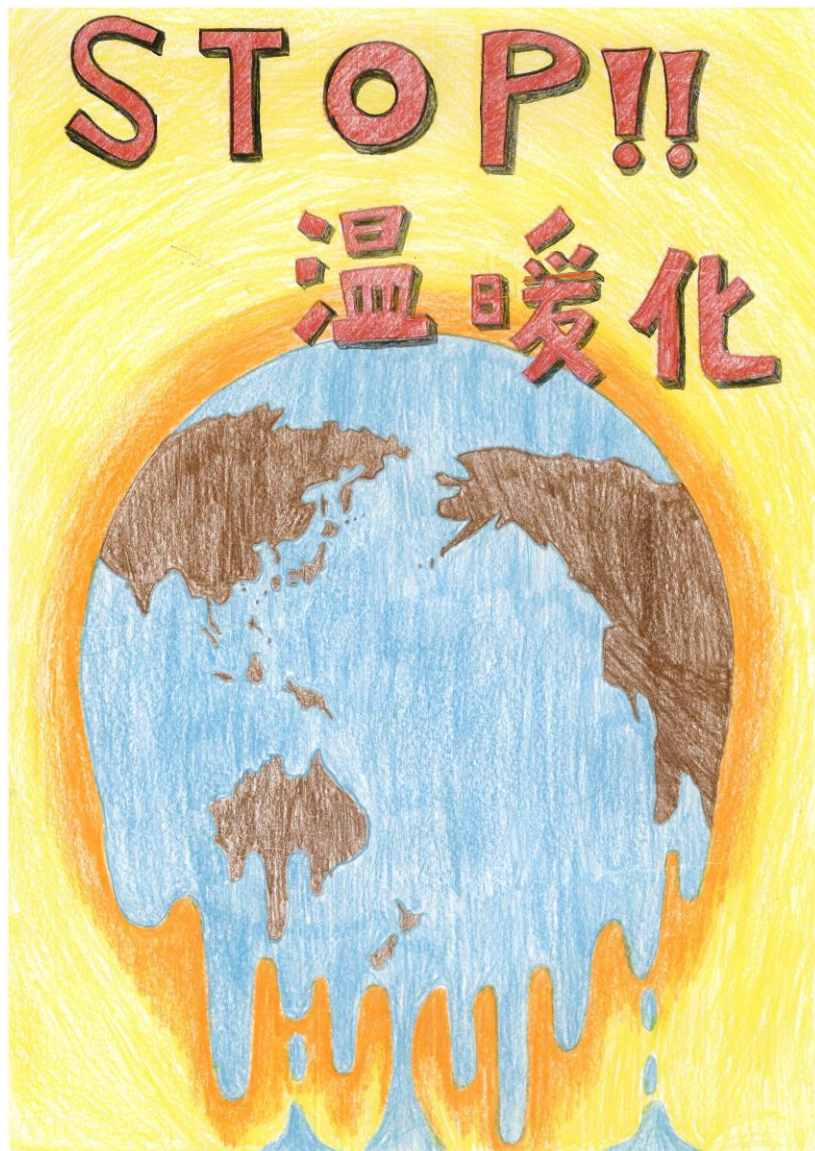
この計画の策定に当たり、ご尽力を賜りました江田島市環境審議会各委員並びにご協力をいただきました関係団体、市民の皆さま方に心から感謝申し上げます。

平成24年3月

江田島市長 **田中 達美**

目次

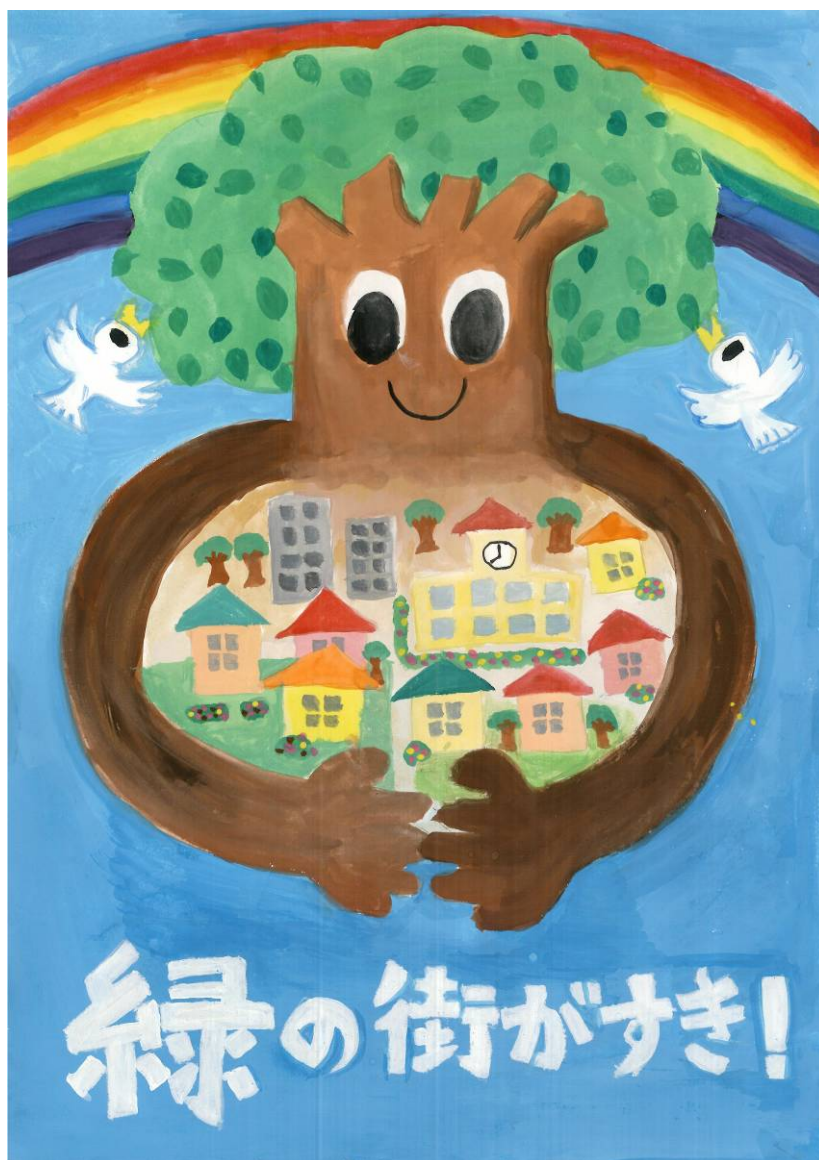
第1章 計画の基本的事項.....	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の目標年次と計画期間.....	3
第4節 計画の対象範囲.....	4
第5節 計画の役割.....	4
第2章 江田島市の目指す環境像と基本目標.....	6
第1節 江田島市の目指す環境像.....	6
第2節 基本目標.....	9



【平成23年度 環境啓発ポスター 江田島市公衆衛生推進協議会会長賞】

第3章 施策の展開.....	14
第1節 各主体の基本的役割.....	14
第2節 施策の体系.....	15
第3節 基本施策と各主体の取組.....	16

第4章 重点プロジェクト.....	68
第1節 海ごみ削減プロジェクト.....	70
第2節 地球温暖化対策プロジェクト.....	72
第3節 環境アカデミー創出プロジェクト.....	74



【平成 23 年度 環境啓発ポスター 江田島市女性会連合会会長賞】

第5章 計画の推進.....	78
第1節 計画の推進体制.....	78
第2節 計画の進行管理.....	79
第3節 財政措置.....	79
第4節 各種計画との連携.....	79
第5節 プロジェクト推進会議の運営.....	80

参考資料.....	81
1 計画策定の経過.....	82
2 江田島市環境審議会.....	83
3 環境市民懇談会.....	87
4 環境等の概要.....	91
5 アンケート調査結果の概要.....	100
6 江田島市環境基本条例.....	109
7 用語解説.....	115



【平成 23 年度 環境啓発ポスター 能美脱温暖化未来会議会長賞】



第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節	計画策定の趣旨	2
第 2 節	計画の位置づけ	3
第 3 節	計画の目標年次と計画期間	3
第 4 節	計画の対象範囲	4
第 5 節	計画の役割	4



【江田島湾】

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

江田島市（以下「本市」といいます。）は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に点在する島々で構成され、温暖な気候と緑豊かな山々や瀬戸内海などの美しい自然に恵まれた島です。この恵み豊かな自然環境のもと、主として漁業や農業を営み、近代の暮らしと文化を積み重ね、引き継ぎながら、発展してきました。しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきています。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

そこで、本市では「江田島市環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本となる事項を定めました。この環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「江田島市環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。本計画は、「江田島市総合計画」の将来都市像「自然との共生・都市との交流による『海生交流都市』えたじま」の実現を環境面から推進するものです。

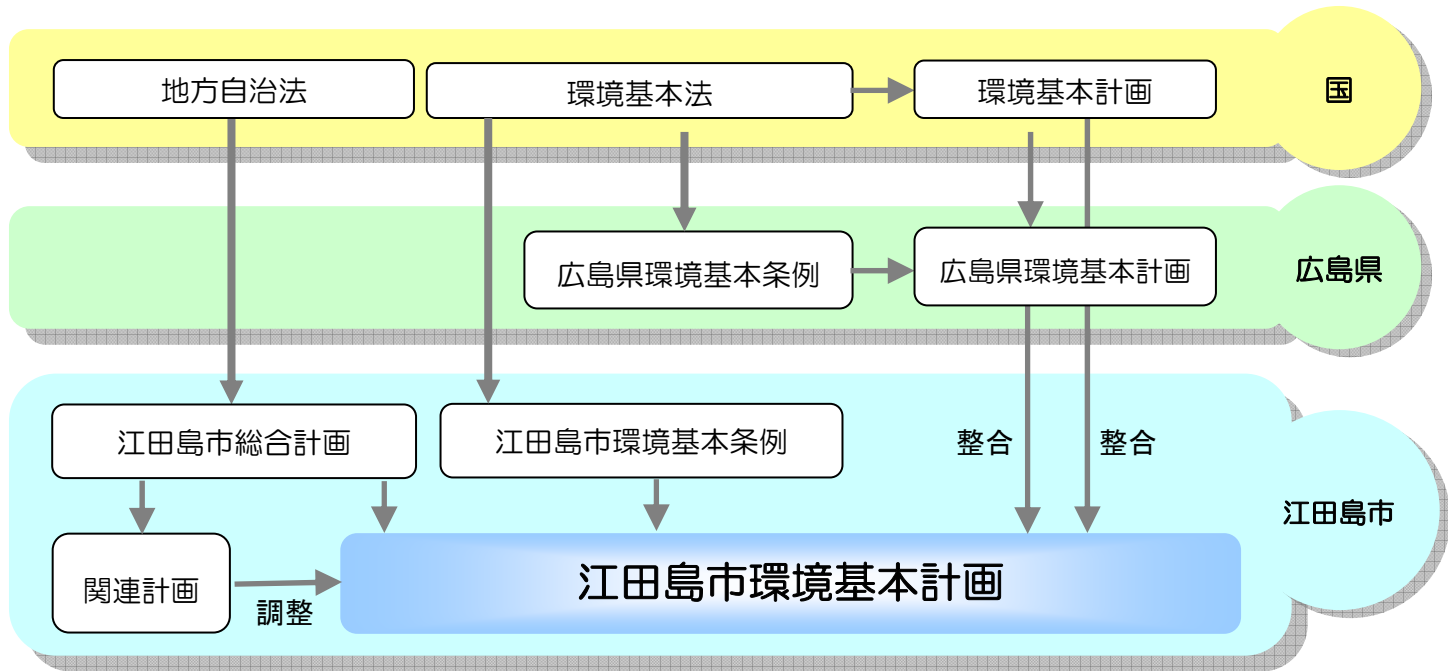


【陀峯山から見た江田島市】

第2節 計画の位置づけ

本計画は、江田島市環境基本条例（平成22（2010）年度制定）第10条に基づいて策定するものです。また、総合計画のうち、環境に関連する分野を体系化し、具体化するもので、市の関連計画の環境保全に関する施策との整合を図ります。

計画の位置づけ



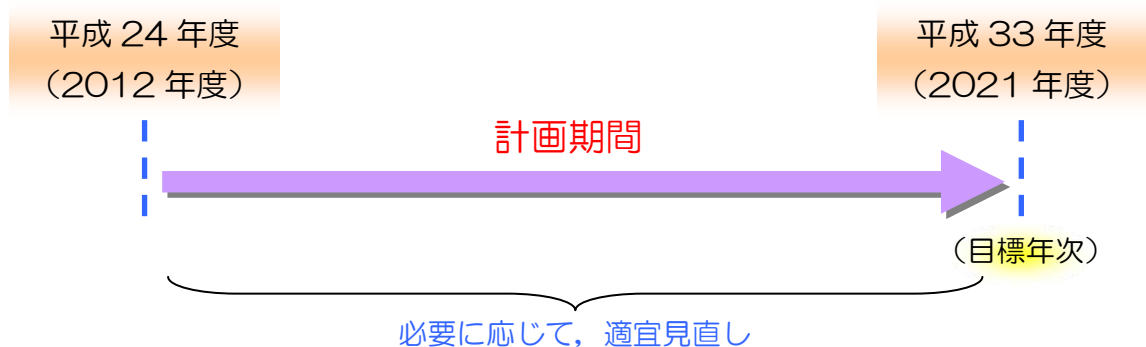
第3節 計画の目標年次と計画期間

本計画の目標年次は、平成33（2021）年度とします。

計画期間は、平成24（2012）年度から平成33（2021）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、科学技術の進歩、国の施策や本市の他の関連計画等の変更により、この計画を見直す場合もあります。

江田島市環境基本計画の計画期間



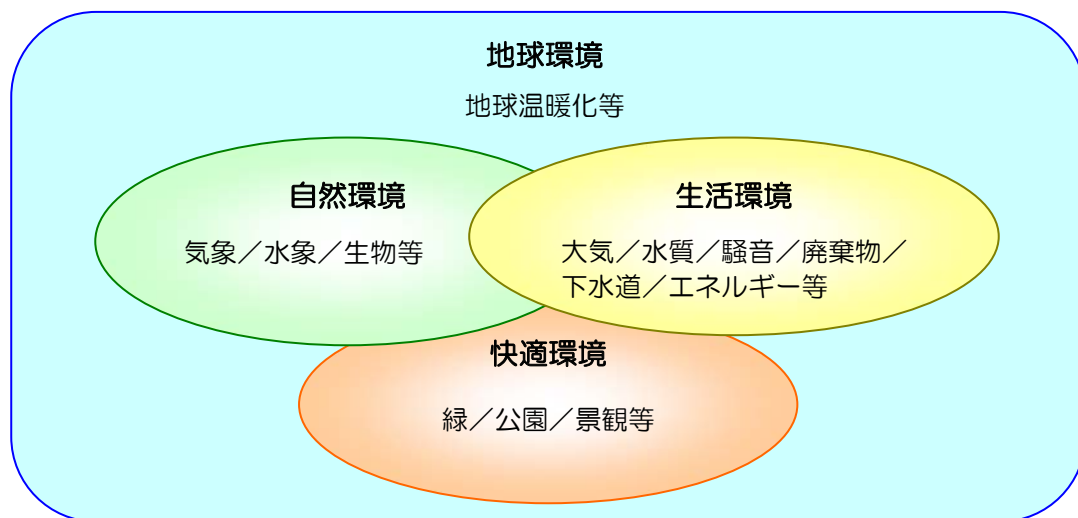
第4節 計画の対象範囲

1 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

2 環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境とします。



3 対象主体

本計画の対象主体は、市・市民（滞在者，市民団体を含む）・事業者とします。

第5節 計画の役割

本計画は次のような役割を果たすものとします。

- 本市の環境の保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向を明らかにすることにより、環境の保全に関する共通認識を形成します。
- 環境の保全に関する計画や諸施策を統合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にします。
- 市・市民・事業者に期待される取組を明確化し、それぞれの公平な役割分担及び協働のもと、環境の保全に関する施策を推進します。
- 緊急性・重要性の高い課題に対する取組として、重点プロジェクトを示し、環境保全に関する具体的な施策を推進します。

江田島市環境基本計画



第2章 江田島市の目指す環境像と基本目標

第1節 江田島市の目指す環境像	6
第2節 基本目標	9



【サンビーチおきみ】

第2章 江田島市の目指す環境像と基本目標

第1節 江田島市の目指す環境像

市・市民・事業者が共通認識で、環境の保全に取り組むためには、本市の目指す環境像を描き、それを共有化することが求められます。

そこで、江田島市環境基本条例、江田島市総合計画等を踏まえ、本計画の目指す環境像を以下のとおり定めます。

恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』 えたじま
～持続可能な社会に向けて、みんなで考えみんなで動ける環境の島～

＜＜恵まれた美しい自然や海＞＞

本市は、広島湾の南に位置する多様な地形条件の島であり、周りに広がる瀬戸内海と穏やかな気候、美しい景観を有しています。このような恵まれた自然や海が暮らしや文化をはぐくみ、歴史を培ってきました。

＜＜次世代へつなぐ＞＞

このかけがえのない恵まれた美しい自然や海を、未来の子どもたちにつないでいくことは、私たちの責務と言えます。私たち一人ひとりがこのことを深く認識し、市・市民・事業者がそれぞれの立場で協働して、環境を保全していかなければなりません。

＜＜環境未来島＞＞

過疎化に伴う森林・農地の荒廃、海ごみなどの身近な環境問題、大量生産・大量消費・大量廃棄など、今日の社会経済活動によって地球温暖化や生物多様性の危機など地球規模の問題など、様々な問題が顕在化しており、これらの問題を解決するためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な『環境未来島』を目指さなければなりません。

＜＜持続可能な社会に向けて、みんなで考えみんなで動ける環境の島＞＞

持続的発展が可能な『環境未来島』を目指すためには、「安心して快適に暮らせる社会」を基盤に、「循環型社会」、「低炭素社会」を構築していくことが必要であり、そのために市・市民・事業者が協働して、みんなで考えみんなで動ける環境の江田島市を目指していきます。

ecoタウン鹿川2030構想

この構想図は、2010年度に鹿川小学校5年生の環境学習のテーマである「環境と海」を、6枚の壁新聞に作成したものを想像して作成しました。なお、2011年6月16日の子ども達の意見も反映されています。

池をふやすと色々な生物たちがふえるみたいだよ



ミサゴ



ハヤブサ



アオバズク



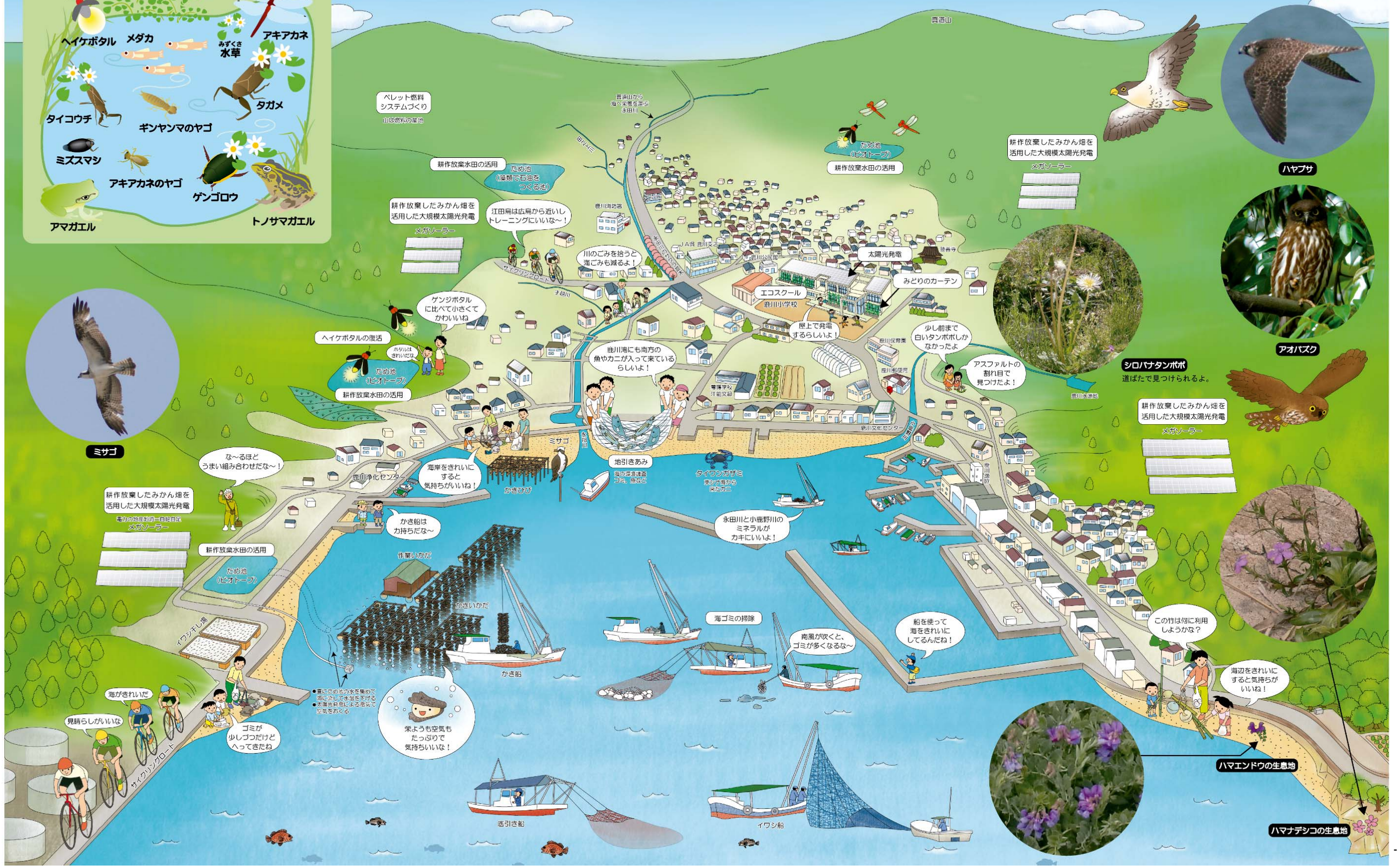
シロバナタンポポ

道ばたで見つけられるよ。



ハマエンドウの生息地

ハマナデシコの生息地



第2節 基本目標

江田島市の目指す環境像を実現するために、次の5つの基本目標を設定し、総合的・体系的に施策を推進していきます。

基本目標

- 1 自然と人が仲良く共生するしま（自然共生社会の構築）
- 2 安心して快適に暮らせる環境のしま（生活・快適環境の保全）
- 3 資源を上手に使う環境にやさしいしま（循環型社会の構築）
- 4 エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま（低炭素社会の構築）
- 5 みんなで環境を考え行動するしま（環境教育・学習の推進）

1 自然と人が仲良く共生するしま（自然共生社会の構築）

森林や瀬戸内海などの自然環境、野生動植物の生息・生育環境を保全し、健全な生態系や生物多様性、自然と気軽にふれあえる場を確保することにより、自然と人が仲良く共生できるしまを目指します。



【平成23年度 環境啓発ポスター 入賞】

2 安心して快適に暮らせる環境のしま（生活・快適環境の保全）

良好な空気・水・土壌が確保され、安全・安心に暮らせる環境のしまを目指します。

また、ごみのないまちづくり、下水道の整備などにより、日常生活に潤いと快適が実感できる美しいしまを目指します。



【平成23年度 環境啓発ポスター 特別賞】

3 資源を上手に使う環境にやさしいしま（循環型社会の構築）

私たち一人ひとりが「もったいない」の精神のもと、廃棄物の5R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再資源化、リフューズ：拒否・不要な物は受けとらない、リペア：修理）のそれぞれの段階に応じた取組を推進することにより、資源を上手に循環させることができる環境にやさしいしまを目指します。



【平成23年度 環境啓発ポスター 特別賞】

4 エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま（低炭素社会の構築）

再生可能エネルギーの導入，省エネ・節電対策の推進，環境にやさしい乗物の利用など，様々な地球温暖化対策を推進することにより，エネルギーを上手に使うことができる地球環境にやさしいしまを目指します。



【平成23年度 環境啓発ポスター 入賞】

5 みんなで環境を考え行動するしま（環境教育・学習の推進）

市・市民・事業者が相互に連携を図りながら環境教育や環境学習を推進することにより，みんなが環境について考え，一人ひとりが自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践できるしまを目指します。



【平成23年度 環境啓発ポスター 入賞】

コラム【江田島市の花・木・魚】

まちづくりへの意識の高揚や連帯感を深めるため、市の象徴として平成 21 年 12 月 25 日に江田島市の花・木・魚が制定されました。

●市の花「キク」

本市は、県内有数の菊の産地です。電照菊栽培も行われており、電照菊のハウスが並び夜景は秋の風物詩となっています。また、キクをはじめ花卉類の生産が盛んで、広島フラワーフェスティバルの「花の塔」には、本市の花が毎年使われています。



●市の木「サクラ」

春を彩る桜は、森林公園や県道沿いなどに多く植樹され、広く市民に親しまれています。また、第1術科学学校の校内をはじめ能美町の真道山千本桜、江田島町の桜街道など、市内各所で見るすることができます。本市とサクラは深いつながりがあります。

●市の魚「カキ」

全国的に有名な広島カキの中でも、江田島市はその主力を担う国内有数のカキ養殖産地。また、シーズンを通して味覚が楽しめるよう、夏ガキ「ひとつぶくん」のブランド化を図っています。





第3章 施策の展開

第1節	各主体の基本的役割	14
第2節	施策の体系	15
第3節	基本施策と各主体の取組	16

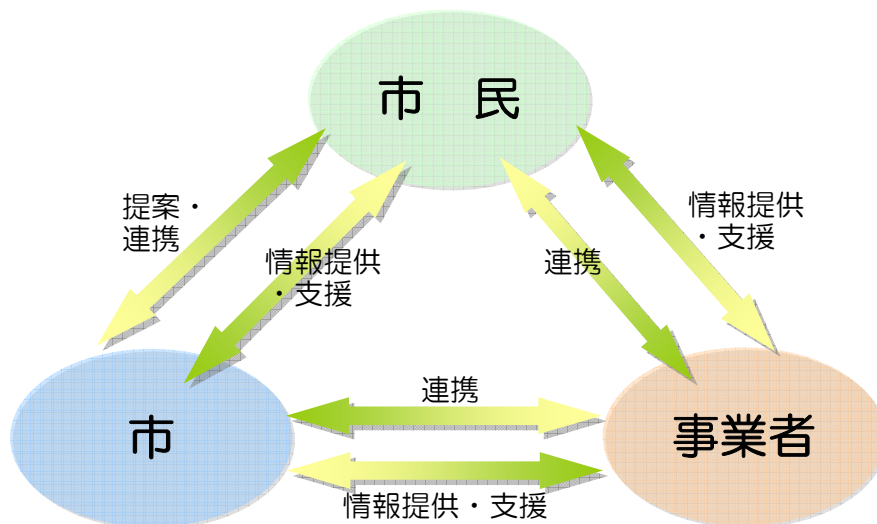


【MIKAN マラソン】

第3章 施策の展開

第1節 各主体の基本的役割

江田島市の目指す環境像を実現していくためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに自主的・積極的に環境に配慮した行動をしていく必要があります。



1 市の役割

市は、良好な環境を守り、育て、次の世代に引き継ぐため自ら施策を推進し、その成果を広く公表し、適切な進行管理を行います。また、地域の取組を支援する役割を担います。

さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

2 市民の役割

市民一人ひとりが都市・生活型公害^{*}や地球温暖化問題、廃棄物問題などの問題に対する関心や意識を高め、その解決のために行動します。また、生活様式を環境負荷の少ないものに転換していくことが市民の役割です。

3 事業者の役割

事業者の社会的責任を踏まえ、公害の防止や廃棄物の適正な処理、自然環境の保全など環境保全対策に積極的に取り組むことが事業者の役割です。

また、市が実施する施策への協力や、地域の環境保全活動等に参加することにより、地域の環境づくりに貢献します。このような活動を通じて、社員に対する環境教育・学習を推進し、環境に対する関心を高めていくことも役割の一つです。

^{*}都市・生活型公害

自動車の排ガスによる大気汚染、自動車等の騒音、生活雑排水等による中小河川の汚濁、地下水の過剰汲み上げ等による地盤沈下など都市の生活行動や産業活動が環境に過度の負荷をかけることによって発生する公害のこと。

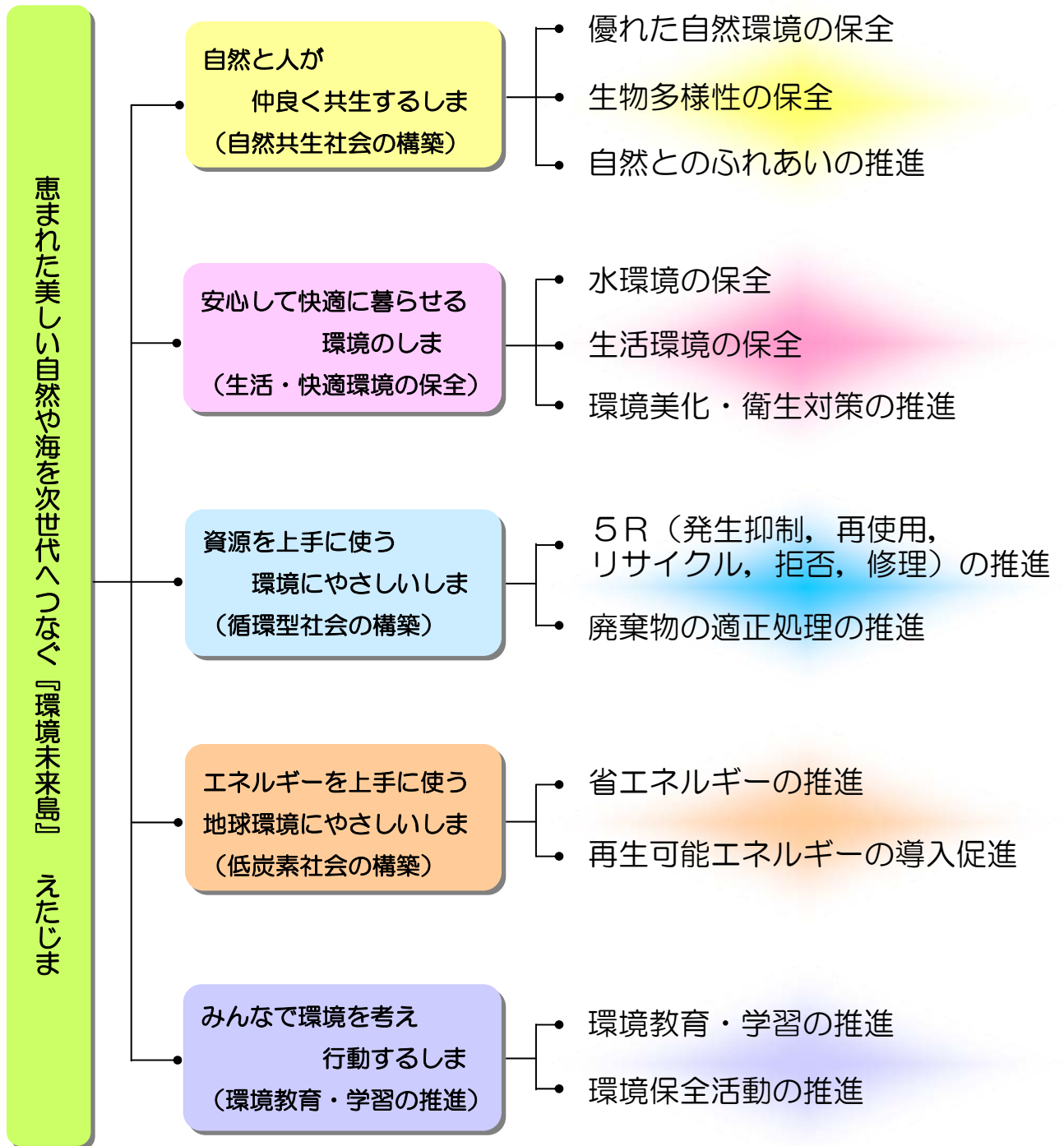
第2節 施策の体系

江田島市の目指す環境像の実現に向け、基本目標ごとに基本施策を設定し、市・市民・事業者が協働して体系的に各種施策を実施します。

【環境像】

【基本目標】

【基本施策】



第3節 基本施策と各主体の取組

1 自然と人が仲良く共生するしま（自然共生社会の構築）

（1）優れた自然環境の保全

■現状と課題

本市は、多島美の瀬戸内海（広島湾）に位置し、周辺の海域は瀬戸内海国立公園に指定され、海と身近にふれあうことができ、かつ、その恵みを満喫できる島です。また、古鷹山、クマン岳、三高山（砲台跡）、野登呂山（宇根山）、真道山、陀峯山など特徴的な山々がそびえ、緑に包まれた自然が広がっています。

一方で、瀬戸内海の水質改善や藻場などの再生を、さらに進める必要があります。ごみの不法投棄などの対策も求められています。

また、農地については耕作放棄地の増加により農地の荒廃が懸念されるため、今後も耕作放棄地面積の把握に努めるとともに、農地の有効活用などを図ることが必要です。



【天狗石】



【沖美の夕日】

施策の内容

- 海域環境の浄化と再生（強化）
 広域的な連携を図りながら、海域環境の浄化に向けた取組を進めます。また、関係機関等との連携のもと、藻場や干潟の再生（造成）を進めます。
- 自然保護に対する意識啓発と活動促進（強化）
 学校教育や社会教育、広報活動等を通じて、自然保護に対する意識啓発を図り、不法投棄の未然防止や市民の主体的な自然保護活動の支援に努めます。
- 耕作放棄地の管理（強化）
 耕作放棄地の面積を把握し、市民等と協働して耕作放棄地の適正な管理を行うとともに、農地の有効活用を図ります。
- 自然環境の保全と開発の調和（強化）
 無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保全するため、関係法令を適正に運用し、自然環境と開発の調和を図ります。また、開発行為等においては、自然環境への負荷の軽減、自然の再生、生態系の保全や景観への配慮などがなされるよう、適切な指導に努めます。
- 森林の保全（継続）
 土地所有者や関係団体などと連携しながら、本市の景観を特徴づけ、防災、水源かん養、生きものの生息など、多様な公益的機能を備えた森林の保全に取り組むとともに、枯木の伐倒処理や造林、育林、竹林対策などに努めます。
- 地場産品消費の啓発（継続）
 地場産品の消費拡大にむけ、イベントや広報等でのPRに努めます。
- 河川の保全・再生（継続）
 下水道の整備や河川の浄化に向けた取組を進め、自然豊かで美しい河川の再生に努めます。
- 多面的機能の発揮（継続）
 森林・農地・海の多面的機能を担う農林水産業の振興や環境保全型農業の推進を図り、多面的機能の発揮を促進します。
- 市民参加による自然環境調査（継続）
 市民参加による自然環境調査を定期的実施し、結果を自然環境の保全や学校教育等に活用します。
- 自然景観の保全（継続）
 学術的に価値の高い地形・地質及びすぐれた自然景観を、自然公園法や自然環境保全法などの関係法令を適切に運用することにより保全します。

市民の取組

- 自然保護に興味・関心を持ち、自然保護活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 森林所有者は、森林の水源かん養など多面的機能の持続的発揮のため、適切な山の管理に努めましょう。
- 農産物等を購入する際には、地場産品を積極的に購入するよう努めましょう。
- 海岸や河川などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 市民団体等が主催する自然観察会等に参加しましょう。
- 水源のかん養、山地災害の防止のほか、木材の生産など森林の働きを理解しましょう。

事業者の取組

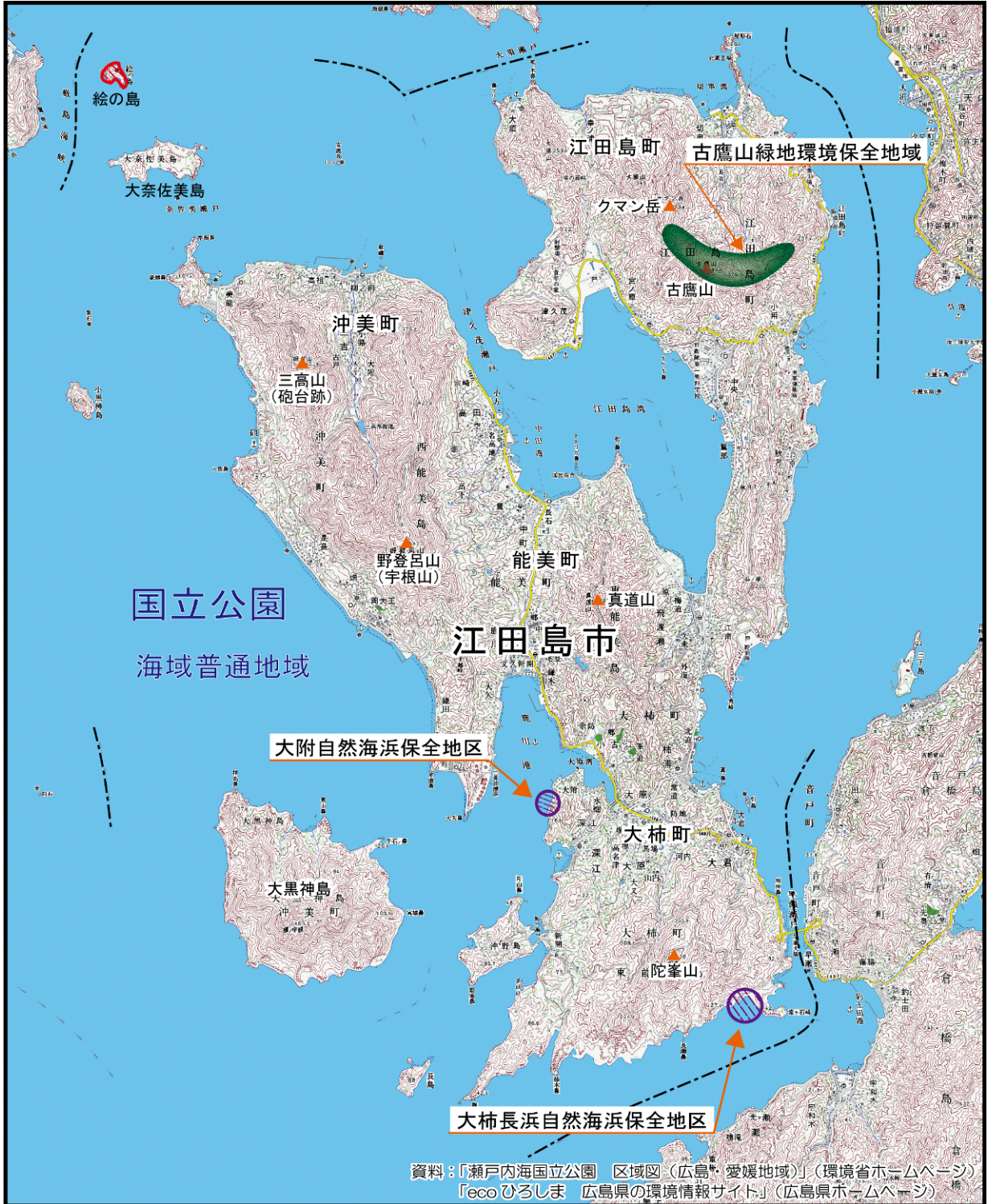
- 各種開発を行う際は、できる限り自然の改変を回避するよう配慮しましょう。
- 耕作放棄地の適正管理に協力しましょう。
- 農業者は、環境保全型農業に努めましょう。
- 海岸や河川などの維持管理活動や保全活動に積極的に参加・協力しましょう。
- 地域住民と協力して自然環境の保全・復元に取り組みましょう。
- 森林の持つ公益的機能を向上させるため、適切な森林管理を行いましょう。

環境指標（数値目標）

環境指標項目	現況値	目標値 (平成33年度)
森林面積	5,127ha (平成22年)	現状維持 ^{注2)}
自然公園面積(瀬戸内海国立公園)	10,681ha ^{注1)} (平成21年)	現状維持 ^{注2)}
緑地環境保全地域(古鷹山)	90.72ha (平成23年)	現状維持 ^{注2)}
自然海浜保全地区(大柿長浜)	650m (平成23年)	現状維持 ^{注2)}
自然海浜保全地区(大附)	1.24ha (平成23年)	現状維持 ^{注2)}
	450m (平成23年)	現状維持 ^{注2)}

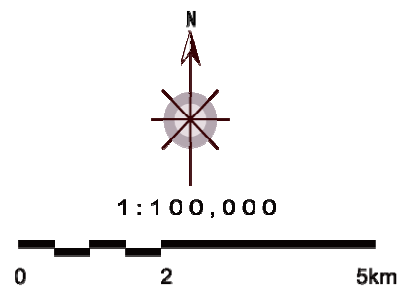
注1) 広島県内全域。海面域は除く。

注2) 現状維持とは、現在の重要な自然環境を維持・保全するという意味合いで設定。




自然公園及び自然環境保全地域

- 凡例
-  国立公園（特別地域）
 -  緑地環境保全地域
 -  自然海浜保全地区



コラム【耕作放棄地対策の事例】

●熊本県天草市●

テーマ	田舎暮らしを都市住民に提供、第2居住域として農村の活性化を図る
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地を活用した、自給自足的な田舎暮らしを都市住民に提供することにより、農地の保全と農村の活性化を図るため、地域の組織である「金焼校区活性化推進協議会」と連携して、地区内で耕作放棄地となっている一団の場所、景観的にも恵まれている場所を候補地として選定し「トラスト農場」として復元し活用。 候補農地は、市が所有者と賃貸契約を締結後、NPO 法人に貸し出す「農地リース方式」とし、平成 18 年 11 月に第1号農場 (4,600 m²)、平成 19 年 3 月には第 2 号農場 (3,700 m²) において、菜種やジャガイモの植え付けを実施するなど農地として復元されている。 また、平成 18 年度から、本農場を活用した農作業体験、田舎暮らし体験など通じて都市住民との交流が図られている。 市では、市内にある“空き家”や“空き地”の情報を、移住・定住を希望する都市住民など（天草島外に在住の人）に提供するため、『空き家等情報バンク制度』を設置。
	

資料：「耕作放棄地対策事例集」（農林水産省）

●山形県朝日町●

テーマ	菜の花によるバイオ燃料循環システムづくりで地産地消
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域の耕作放棄地で育てた菜の花で食用油をつくり、その後、廃食油を回収してBDFを精製・販売する仕組みを構築し、農業、環境、教育、観光を網羅する「菜の花作戦」として実施した。 菜の花の栽培地は、同町水本地区。24 世帯の小集落で過疎化、高齢化に伴い、耕作放棄地が増えている。平成 19 年 9 月に運送業者協会が耕作放棄地約 1 ヘクタールを借り上げ、住民 20 人とともに畑を作り、種をまいた。 地域住民が菜の花を収穫し、精油業者に依頼して搾油する。食用油は学校の給食施設や老人ホーム、宿泊施設に無料で提供している。 平成 20 年 9 月に廃食油の回収に乗り出す。協会が町と連携し食用油の提供先をはじめ一般家庭にも協力を呼び掛け、まとまった量を確保する。さらに、平成 20 年 11 月には会員企業が所有する精製機でBDFを精製し、会員に販売している。 収益金を次年度の種の費用と、町内の子どもたちの環境教育に充てることで、菜の花作戦は循環を繰り返すことになる。
	
<p>再生前 菜の花の種まき 菜の花の栽培</p>	

資料：「耕作放棄地対策事例集」（農林水産省）

●江田島市●

テーマ	耕作放棄地にオリーブの苗木を！
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・江田島市では、島の緑化推進、耕作放棄地対策、新たな品目導入による農業振興を図るため、オリーブの普及促進として苗木の購入費を助成（費用の 3/4 程度）し、安価で配布している。 ・オリーブの品種は主にミッションとネバディロブランコで、他にルッカ（採油）とマンザニコ（漬物）がある。



●呉市蒲刈町●

テーマ	みかんのオーナー制度で都市住民との交流
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年に集落協定を締結し、農用地の管理活動等を実施することにより現状を維持し、耕作放棄地の発生防止、水路・農道等の維持管理活動、鳥獣害防止対策等により農業生産の安定を図ってきた。 ・平成 17 年度からは、それまでの取組を継続するとともに、みかんのオーナー制度を実施して都市農村交流に取り組み始めた。 ・年に3回以上園地に出向いてもらい、摘果・施肥・草刈・収穫など農作業を体験してもらうだけでなく、都市住民の方に島の「良いところ」を発見してもらうことで、農業者が我が集落に対する誇りや愛着が更に増してきたと感じている。 ・集落内での話し合い活動を続け、非農家を含めた集落全体での水路・農道の整備や鳥獣害防止活動を行っている。



みかんのオーナーによる収穫作業

資料：広島県ホームページ

●廿日市市吉和●

テーマ	農業生産法人への農地集積とヒマワリでの都市農村交流
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人への農地の集積により担い手の確保と営農体制を整備し、農地の保全を行う。 ・花のある吉和づくり実行委員会と連携し、景観作物（ヒマワリ1.5ha）の作付をし、観光資源として都市と農村の交流の場としている。 ・ヒマワリの作付は地域外からボランティアを募集し、種まきを実施した。 ・小・中学校の総合学習で「ひまわり学習」を実施した。



ボランティアによるヒマワリの種まき

資料：広島県ホームページ

(2) 生物多様性の保全

■現状と課題

本市の植生は、山地にアカマツ林、山麓に果樹園（みかん畑）が広く分布しています。大型哺乳類には乏しいですが、小型哺乳類や鳥類、昆虫類等は周辺の市町と同様な種が生息しています。また良好な海域環境を反映して多くの貝類や甲殻類などが生息しています。

希少な野生生物として、動物ではスナガニやハクセンシオマネキ、カプトガニなどの生息が、植物では県指定天然記念物に指定されている「鹿川のソテツ」「大原のクロガネモチ」、沿岸部や島嶼部に生育するヤマモガシやヤマビワ、砂浜や河口付近に生育するハマウドやハマサシなどが確認されています。

これらの希少な野生生物については、生息・生育状況の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行い、野性生物保護思想の普及啓発を行う必要があります。

また、イノシシなどの一部の野生鳥獣については、農林業への深刻な被害（平成22年度の被害面積22.44ha、被害金額30,102千円）が生じており、適正な個体数管理が求められています。

さらに、他地域から持ち込まれたものを含め、外来種は、在来の野生生物を食べたり、生息・生育場所やエサを奪ったり、近縁種と交雑し遺伝的になかく乱をもたらすなど、地域固有の生態系への影響が発生しています。



【大原のクロガネモチ】



【鹿川のソテツ】

希少な野生生物



ハマサジ



カブトガニ



ヤマビワ



鹿川のソテツ



ハマウド



ヤマモガシ



大原のクロガネモチ



ハクセンシオマネキ

施策の内容

- 生物多様性地域戦略の策定（新規）

「生物多様性基本法」（平成20年6月）に基づき、生物多様性の保全及び持続的利用に関する基本的な計画を策定します。
- 生物多様性の実態把握と市民への周知（強化）

野生生物の生息・生育状況の現状を把握するとともに、生物多様性や生態系の保全と持続可能な利用を図る重要性についての普及啓発を行います。
- 希少野生生物の保護（強化）

希少な野生生物の環境条件等を把握し、生息・生育の維持に努めます。
- 野生鳥獣の適正管理（強化）

国や県と連携して、野生鳥獣の適正管理に努め、野生鳥獣による農作物の被害の軽減を図ります。
- 外来生物対策の推進（強化）

国や県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。また、健全な生態系への被害が生じるおそれのある場合は、防除対策を推進します。
- 生物に配慮した照明施設の管理（継続）

夜間照明により、生物に悪影響を与えないよう、配置や方向、点灯時間に配慮します。
- 傷病野生動物の保護（継続）

関係機関と連携し、けがや病気の野生動物（鳥獣）の保護に努めます。
- ビオトープの保全・再生（継続）

ビオトープの保全・再生等に努めます。
- 生物に配慮した水質の監視、観測（継続）

関係機関と連携し、生物の生存に適した水質の監視、観測とともに、必要に応じ指導・規制に努めます。
- 干潟・藻場の保全（継続）

海辺の生物の生息・生育環境を確保するため干潟・藻場の保全を図ります。
- 里山林の整備（継続）

小動物や草花など、多様な生物の生息する森林空間の育成や生活環境を改善するため、里山林の整備を推進します。

市民の取組

- 生物多様性や健全な生態系に興味・関心を持ち、野生生物保護活動に参加・協力しましょう。
- 動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- 外来生物の飼育や栽培は適切に行い、最後まで責任を持ちましょう。
- 地域の生態系を理解するため、生物調査などに参加・協力しましょう。
- 野生生物（鳥獣）に餌をやらないようにしましょう。
- 動物の生態に配慮した適正な狩猟に努めましょう。

事業者の取組

- 各種開発を行う際は、野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しましょう。
- 野生生物の保護活動への参加や支援に努めましょう。
- 農林業者は、野生鳥獣の保護管理計画に協力しましょう。
- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めましょう。
- 夜間照明は、生物に影響を与えないよう、配置や方向、点灯時間に配慮しましょう。
- ビオトープの保全・再生に協力しましょう。
- 野生生物の生息・生育環境に配慮した農業・漁業に努めましょう。

コラム【江田島市鳥獣被害防止計画の概要】

対象鳥獣：イノシシ、カラス、アナグマ、カワウ

計画期間：平成23年度～平成25年度

対象地域：江田島市内全域

捕獲等の取組内容

- ①イノシシ：イノシシの生息状況調査を行い、被害場所を中心に銃器・箱わな等による捕獲を強化し、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しイノシシ捕獲柵設置補助事業を継続して行う。
- ②カラス：被害防除を推進し、新たな捕獲方法の導入を検討する。
- ③アナグマ：捕獲器の導入を行い、被害防除と並行し、捕獲を強化する。
- ④カワウ：関係団体と協議し、追い払いを中心に被害防除に努める。

コラム【身近な外来生物】

私たちの周りには、現在多くの外来生物が生息・生育しています。

ある調査によると、広島県内の外来生物は植物だけで500種以上との報告もあります。（もちろん全ての外来生物が、生態系に被害を与えているわけではありません。）

ここでは、身近に見られる代表的な外来生物を見てみましょう。



【セイタカアワダチソウ】
河川敷等の草地に見られ、
全国に広がっている。



【オオキンケイギク】
路傍や河川敷などに見られ
る特定外来生物指定種。



【アメリカザリガニ】
ため池などに生息。雑食性
で、水草や水生生物を食べ
る。



【オオクチバス】
ブラックバス。ため池や河
川に生息し、魚類や昆虫類
などを食べる。特定外来生
物指定種。

コラム【外来生物法について】

1 外来生物法の目的

- ・この法律の目的は、特定外来生物による生態系，人の生命・身体，農林水産業への被害を防止し，生物の多様性の確保，人の生命・身体の保護，農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて，国民生活の安定向上に資することです。
- ・そのために，問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し，その飼養，栽培，保管，運搬，輸入といった取扱いを規制し，特定外来生物の防除等を行うこととしています。

2 特定外来生物とは？

- ・特定外来生物とは，外来生物（海外起源の外来種）であって，生態系，人の生命・身体，農林水産業へ被害を及ぼすもの，又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
- ・特定外来生物は，生きているものに限られ，個体だけではなく，卵，種子，器官なども含まれます。

3 どのようなことが規制されるの？

- ・飼育，栽培，保管及び運搬することが原則禁止されます。
- ・輸入することが原則禁止されます。
- ・野外へ放つ，植える及びまくことが禁止されます。
- ・許可を受けて飼養等する者が，飼養等する許可を持っていない者に対して譲渡し，引渡しなどをすることが禁止されます。これには販売することも含まれます。
- ・許可を受けて飼養等する場合，その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。



(3) 自然とのふれあいの推進

■現状と課題

本市には、古鷹山森林公園や創造の森 森林公園（砲台山）、真道山森林公園、陀峯山パノラマ展望台など、自然とふれあう場が身近に存在しています。また、本市の一部が瀬戸内海国立公園や県自然環境保全地域に指定され、海や山などの豊かな自然環境に恵まれています。このような場所は、優れた自然景観や本来の自然の姿が残されており、私たちが自然から学び、自然を体験する場として重要な地域です。

このような自然を本市の豊かな財産とし、この恵みを享受できるように、今後も、より多くの市民が自然とふれあうことのできる場の充実や機会の提供などに取り組んでいくことが必要です。

■施策の内容

- フィールド・ミュージアムづくり（新規）
森林、河川、海岸など、自然環境の保全・再生と整備・充実を進めるとともに、フィールド・ミュージアムの観点からも、それらの活用とネットワーク化に努めます。
- エコツーリズムの推進（新規）
自然を活かし、自然とふれあい、自然を学ぶことができるエコツーリズムを推進します。
- 森林を生かした自然体験の場の整備・充実（強化）
創造の森周辺や古鷹記念公園、野登呂山の整備・充実と活用を図ります。
- 海とふれあう場の整備・充実（強化）
能美島北西の臨海部においては、海と直接ふれあう場や海の景観を楽しむ場など、海とのかかわりを持った空間づくりを推進します。また、自然海岸等の保全を図るとともに、市民等の参加を得ながら、海岸線の清掃・美化を推進します。
- 自然と共生するためのマナーの啓発（強化）
ごみの持ち帰り、自然植生の保護などのマナーについて、広報等による啓発に努めます。
- 農地・森林・海の環境保全への参加や支援の拡大（継続）
市民の農林水産物の栽培・収穫等への参加体験や地産地消など、市民に開かれた農林水産業や生産者と消費者の顔の見える関係づくりを促進し、農地・森林・海の環境保全への参加や支援の拡大を推進します。
- 自然体験型環境教育・学習の推進（継続）
ネイチャーゲームや野鳥観察等を通じた環境教育・学習を実施します。
- 川とふれあう場の確保・充実（継続）
防災や安全性に配慮しながら、川とふれあえる場の確保・充実を図ります。

市民の取組

- 自然とふれあえる場を積極的に利用しましょう。
- 自然とふれあうイベントに参加しましょう。
- エコツーリズムに参加しましょう。
- 自然公園等の利用に際しての規制を守りましょう。
- 自然保護団体の活動や地区の緑化活動等に参加しましょう。
- 農業体験学習等に参加し、農山村の自然や文化との交流に努めましょう。
- 自然とふれあう場に出したごみは必ず持ち帰りましょう。

事業者の取組

- 農林漁業体験など自然とふれあえる機会の提供に努めましょう。
- 自然とふれあうイベントに参加・協力しましょう。
- エコツーリズムを推進しましょう。
- 自然公園等の利用に際しての規制を守りましょう。
- 自然保護団体の活動や地区の緑化活動等に参加・協力しましょう。



【真道山】



【鹿川水源池公園】

コラム【エコツーリズムについて】

●エコツーリズム推進法の枠組み●

エコツーリズムとは

観光旅行者が、自然環境資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

背景

- 環境問題への関心の高まり
→実際に自然とふれあい、その仕組みを理解することが重要
- 観光による自然への悪影響（踏み荒らし、ゴミ散乱、混雑等）
→自然保護に配慮した観光の推進



推進の枠組み

- 基本理念**
- 自然環境への配慮
 - 観光振興への寄与
 - 地域振興への寄与
 - 環境教育への活用

政府がエコツーリズム推進の基本方針を策定

地域ぐるみの推進体制の構築

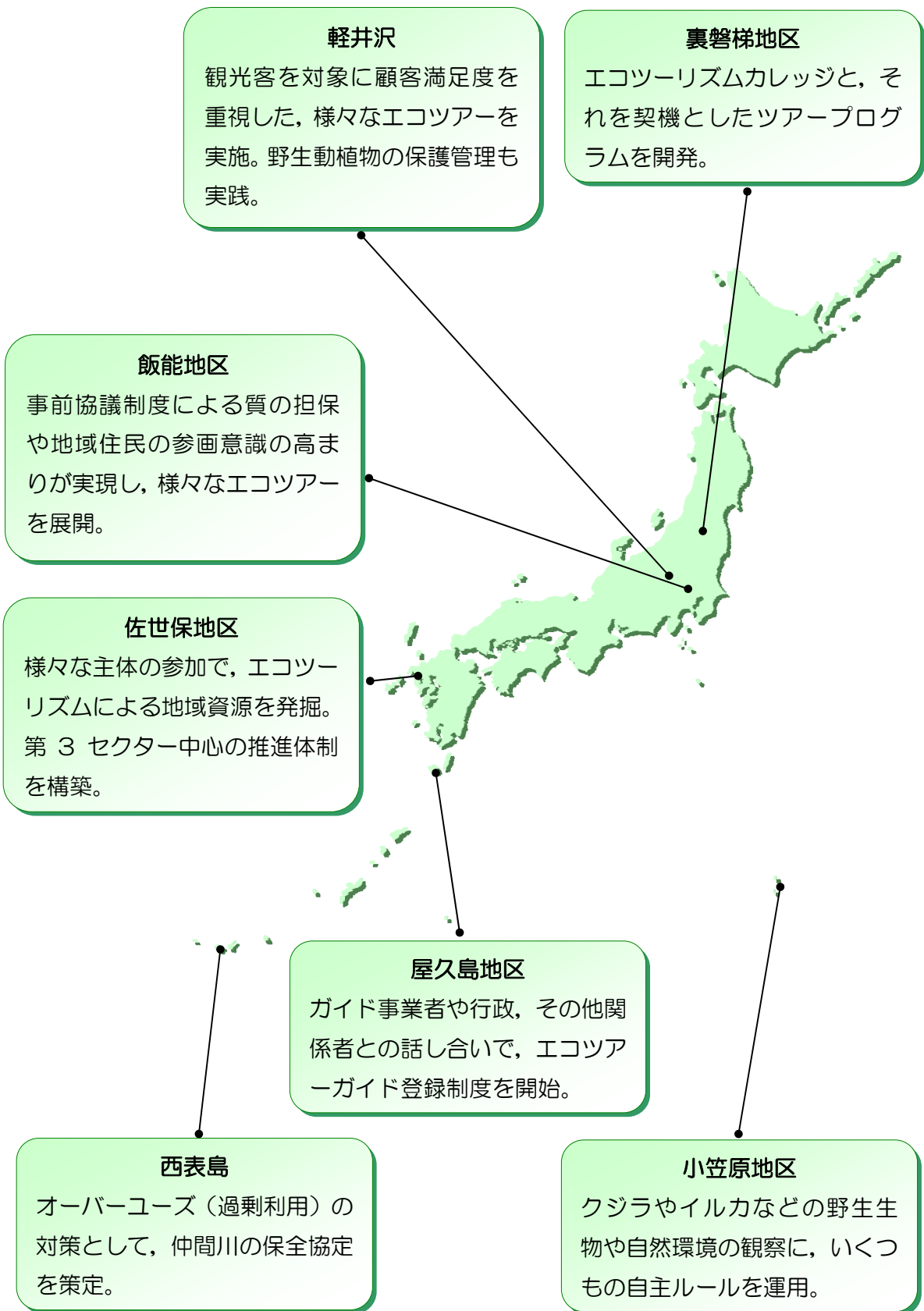
- 市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。
- 協議会はエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進。
→エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源（動植物の生息地等）の保護処置等を規定。

全体構想の認定・保護措置

- 市町村は、主務大臣に対し、全体構想の認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムについては、国が広報に努めるとともに、各種許認可等で配慮。
- 市町村は、認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定できる。→汚損・損傷等の禁止、利用者の数の制限等が可能。

※主務大臣：環境大臣，国土交通大臣，農林水産大臣，文部科学大臣

●全国のエコツーリズム事例●



資料：「エコツーリズム推進法の仕組み」（環境省）

コラム【ビオトープについて】

●ビオトープとは●

ビオトープとは、直訳すると「生きものの生息する空間」となります。生息する空間ですので、鳥のすむ森や魚のすむ川、海などもビオトープと言えます。

近年は、このようなビオトープを復元、創出する活動が全国で行われています。

古鷹山のビオトープは、池や湿地を再生（復元）することで、かつて、身近にいたカエルなどの生きものの生息空間となっています。



古鷹山ビオトープ

●江田島市ビオトープ設置及び管理条例●

本市では、古鷹山のビオトープ設置に伴い、条例を制定して以下の事項を禁止しています。

- (1) ビオトープを損傷し、又は汚損すること。
- (2) 鳥獣、魚類及び昆虫類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 竹林を伐採し、植物を採取し、又は自然的な景観を損なうこと。
- (4) 外来種を移入し、又は植生を行うこと。
- (5) 土地の形質を変更すること。
- (6) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (7) 行商、出店、興行その他これに類する行為をすること。
- (8) 展示会、集会その他これに類する催しのために全部又は一部を独占して使用すること。
- (9) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (10) 車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (11) ビオトープの利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、ビオトープの管理上支障を及ぼすおそれがあると認められる行為をすること。

●古鷹山ビオトープの取組事例●

江田島町切串の古鷹山の中腹に、平成17年に完成しました。

放棄水田であった場所を利用し、池・湿地を再生したもので、環境省の補助を受けて設置し、現在は日本ビオトープ協会によって管理されています。

ビオトープアドバイザーや協会会員、市民の皆様により、年数回の育成管理や生き物観察会を実施しています。

これらの活動の結果、広島県ではなかなか見られないベニイトトンボや、かつては身近に見られたトノサマガエルなどが観察される貴重な場所となっています。



古鷹山ビオトープ位置

古鷹山ビオトープの育成管理などの活動については、日本ビオトープ協会のホームページに情報が掲載されています。

一般の皆様に参加も募集されていますので、参加してみたい方はぜひどうぞ。

・特定非営利法人 日本ビオトープ協会 ホームページ

<http://www.biotope.gr.jp/>



観察会の様子

2 安心して快適に暮らせる環境のしま（生活・快適環境の保全）

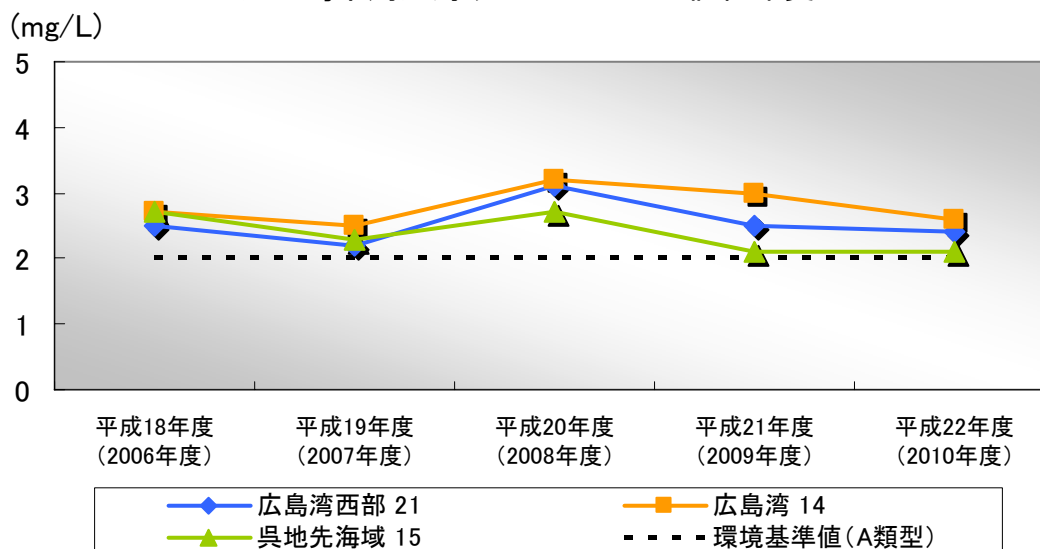
（1）水環境の保全

■現状と課題

広島湾は閉鎖性水域であるため、汚濁物質が蓄積しやすくなっており、COD（化学的酸素要求量）は、環境基準（A類型：2mg/L以下）を達成できていません。一方、全窒素及び全りんについては、環境基準を達成できています。

平成21（2009）年度の水洗化率は61.9%であり、年々増加していますが、全国平均の91.5%及び広島県平均の85.9%に比べ依然として低い状況にあるため、地域の実情に応じた生活排水対策を計画的に進める必要があります。

江田島市周辺海域のCOD75%値経年変化



資料：「公共用水域等の水質等調査結果」（広島県）

施策の内容

- 生活排水処理対策の推進（強化）
公共下水道，特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の整備を進めます。また，公共下水道等の処理区域外などでは，合併処理浄化槽の設置を促進します。さらに，市民と連携した家庭で実践できる生活排水対策の啓発に努めます。
- 瀬戸内海に流入する負荷量の削減（継続）
農林水産業等における環境負荷対策を推進し，瀬戸内海への負荷量削減を図ります。
- 地下水汚染対策の推進（継続）
有害物質の適正な使用・保管の徹底などを通じ，有害物質による地下水汚染の防止を図ります。また，地下水の汚染が判明した場合には，関係機関等と連携し適切な対策を実施します。
- 井戸の適正管理及び汚染に対する関心喚起（継続）
井戸の適正管理や井戸水（地下水）汚染に対する啓発に努めます。

○ 雨水利用の推進（継続）

公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を推進します。また、家庭や事業所における雨水貯留浸透施設として、雨水タンク等の設置を促進します。

市民の取組

- 公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 家庭で実践できる生活排水対策に取り組みましょう。
- 節水や雨水の有効利用に努めましょう。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めましょう。
- 庭などの宅地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。

事業者の取組

- 公共下水道等の計画区域外では、浄化槽を設置し、適正な維持管理に努めましょう。
- 公共下水道等が整備されたら、速やかに接続しましょう。
- 農林水産業者等は、農地・漁場等における環境負荷低減対策に努めましょう。
- 地下水の適正な利用・管理に努めましょう。
- 地下水汚染が確認された場合は、市の関連組織に指導を仰ぐなど、適切な対応に努めましょう。
- 開発工事等に伴う土砂の流出を防止するよう努めましょう。
- 雨水タンクを設置するなどし、雨水の有効利用に努めましょう。
- 敷地内はなるべく雨水が浸透しやすい状態に保ちましょう。

環境指標（数値目標）

環境指標項目		現況値 （平成 22 年度）	目標値 （平成 33 年度）
江田島市周辺海域 ^{注1)} の水質	COD75%値 ^{注2)}	2.4mg/L	2.0mg/L 以下 ^{注3)}
	全窒素（表層）	0.15mg/L	0.3mg/L 以下 ^{注3)}
	全りん（表層）	0.019mg/L	0.03mg/L 以下 ^{注3)}
水洗化率（水洗化人口）		61.9% （平成 21 年度）	85%

注1) 江田島市周辺海域は、広島湾西部 21、広島湾 14、呉地先 15 の3地点の平均値。

注2) CODの年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値。1年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値。年間12回測定の場合は低い方から9番目の数値。

注3) 江田島市周辺海域の水質目標値は、環境基準値であり、国・県と連携して目指すもの。

コラム【生活排水について】

●家庭からの生活排水●

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約250Lと言われます。

では、何気なく流しているものが、川や海をどの程度汚しているのでしょうか？

これを流すと	これだけ汚れる BOD (g)	魚がすめる汚れまで、 薄めるには？ (バスタブ300L 何杯？)
てんぷら油 使用済み (20ml)	30	20
マヨネーズ 大さじ1杯 (15ml)	20	13
牛乳 コップ1杯 (200ml)	16	11
ビール コップ1杯 (180ml)	15	10
味噌汁 お椀1杯 (180ml)	7	4.7
米のとぎ汁 (1回目 500ml)	6	4
煮物汁 (肉じゃが) 鉢 (100ml)	5	3.3
中濃ソース 大さじ1杯 (15ml)	2	1.3
シャンプー 1回分 (4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1回分 (4.5ml)	1	0.67

※表中の「魚がすめる汚れまで、薄めるには？」では、一般的に魚が生息できるBOD (5mg/l) 以下の値にするに必要な水の量を掲載しています。

資料：「生活排水読本」(環境省)

●BODとCODについて●

BODとCODは、ともに水中の有機汚濁物質の指標の一つです。

BOD：Biochemical Oxygen Demand。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

COD：Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

●家庭での取組●

では、家庭でどのような取組を行うと、水の汚染を軽減できるのでしょうか？

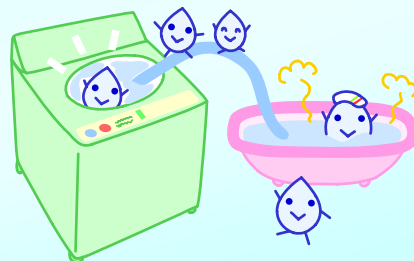
台所編

- ☆食べ物を作り過ぎないようにしましょう。
- ☆食べ残し、飲み残しをしないようにしましょう。
- ☆三角コーナーやストレーナーにクリーンネット等を取り付けましょう。
- ☆汚れのひどい食器は、まずゴムヘラや紙などで汚れをとってから洗いましょう。
- ☆天ぷら油は流さないで、使い切る工夫をし、捨てる場合は、紙や布にしみ込ませ、ごみとして処理しましょう。
- ☆生ごみの堆肥化、廃食油の回収など、地域でリサイクルに取り組んでいる場合は、積極的に参加しましょう。



洗濯、お風呂編

- ☆洗剤はきちんと計って適量を使いましょう。
- ☆シャンプー・リンスも適量を使いましょう。
- ☆蛇口はこまめに閉めて、水の使いすぎに注意しましょう。
- ☆お風呂の残り湯を洗濯や掃除に使いましょう。



その他

- ☆下水道が整備されている地域では、速やかに下水道に接続しましょう。
また、それ以外の地域では、合併処理浄化槽を設置し、生活排水をきれいにして流しましょう。
- ☆排水溝は定期的に掃除しましょう
- ☆川や海にごみのポイ捨てはしないようにしましょう。



資料：「守ろう！中国地方の水環境」（全国生活排水対策連絡協議会中国ブロック）

(2) 生活環境の保全

■現状と課題

本市は、他地域に比べて大規模な事業所が少なく、自動車の交通量も少ないことから、大気環境・生活環境は、概ね良好な状態にあると言えますが、改善の余地はあります。

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間さらされることにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。

このため、人の健康や生態系に悪影響が生じないように、適正な化学物質等の管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況のモニタリングを行う必要があります。

また、不適正な野外焼却など個人の生活に起因する生活型の大気汚染や悪臭も問題となってきていることから、今後も関係機関や市民等との連携を図りながら、公害防止対策を推進していく必要があります。

■施策の内容

○ 化学物質の排出抑制の推進（強化）

化学物質の環境リスクに関する情報提供を充実させ、市民と企業間の安全・安心のギャップ低減を図ります。また、今後もダイオキシン類等の環境調査を実施するとともに、新たな有害化学物質などに関する情報を把握し、的確な対策を講じます。

○ 公害防止対策の推進（強化）

関係機関や市民等との連携を図りながら、大気汚染や川・海の汚濁、騒音、振動、悪臭などに対する監視・測定体制及び公害の発生源に対する指導体制の充実を図ります。また、公害の苦情などに、適切かつ迅速に対応するため、相談・指導体制の充実を図ります。

○ 環境リスクの評価及び適切なリスクコミュニケーションの促進（強化）

化学物質やその環境リスクに対する市民の不安に適切に対応するため、化学物質の環境へのリスクを評価し、正確な情報を市・市民・事業者が共有し協力して取組を図るリスクコミュニケーションを促進します。

○ 事業者の環境保全対策の支援（継続）

事業活動に伴う環境保全・公害防止対策を促進するため、環境保全資金融資などの情報提供を図ります。また、工場・事業所に対して、有害化学物質に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、排出基準の遵守、自主的な排出量の削減についての指導を図ります。

○ アスベスト対策の的確な実施（継続）

公共施設においてアスベストの使用が確認された場合は、的確な対策を講じます。民間施設におけるアスベスト対策を促進するため、関係する法制度などに関する情報提供と啓発を図ります。

- 自動車等の適正な使用の啓発（継続）
自動車等の適正な使用について、啓発などに努めます。
- 生活騒音の防止に向けたマナー向上の推進（継続）
広報等により、ペットの鳴き声など他人に迷惑となる生活騒音の防止に向けた、生活マナーの向上に努めます。
- 野外焼却対策（継続）
県と連携し、焼却炉の適正使用や野外焼却禁止の啓発・指導を行います。
- 光化学オキシダント対策の推進（継続）
関係機関と連携し、光化学オキシダントに関する情報提供を行うとともに、注意報等の発令時には迅速に市民等へ周知し、健康被害発生の防止に努めます。
- 悪臭防止対策（継続）
事業活動や市民の日常生活に起因する悪臭の発生を防止するための啓発に努めます。

コラム【リスクコミュニケーションについて】

●リスクコミュニケーションとは●

安全など事業活動にかかわるリスクは、少ないことが望ましく、特に多種多様な化学物質を扱う事業者は、そうした化学物質の環境リスクを踏まえて適正な管理を行うことが重要です。そのためには事業者が地域の行政や住民と情報を共有し、リスクに関するコミュニケーションを行うことが必要になってきます。これがリスクコミュニケーションです。

●化学物質の環境リスク●

化学物質の「環境リスク」は、化学物質の有害性の程度と、それにどのくらいさらされているか（暴露量）によって決まります。

$$\text{化学物質の環境リスク} = \text{化学物質の有害性} \times \text{暴露量}$$

暴露量が小さければ、リスクは小さくなります。暴露量を知るためには、大気や排水の中にどのくらい有害化学物質がでているのかを知ることが必要です。

資料：経済産業省ホームページ

市民の取組

- 化学物質に関する説明会や意見交換会などへの参加など、化学物質の性質や人の健康や環境に及ぼす影響等に関する正しい理解に努めましょう。
- ごみの適正処理によるダイオキシン類等の発生抑制に努めましょう。
- 日常生活における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 減農薬・減化学肥料や有機栽培による作物を積極的に購入しましょう。
- 周辺住民の迷惑となるような家庭ごみ等の野外焼却はやめましょう。
- 外出する時は、できるだけ自動車の使用を控え、自転車やバス・電車等の公共交通機関の利用に努めましょう。
- 自動車を購入する時は、できるだけ低燃費、低排出ガス自動車やクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の購入に努めましょう。
- 駐停車時のアイドリングストップや急発進、急停車をしない等のエコドライブに努めましょう。
- 光化学オキシダント注意報や警報が発令された時は、屋外での運動や外出は控えましょう。

事業者の取組

- 事業活動で使用する化学物質の情報公開や、地域住民・行政などの地域が一体となった化学物質に関する情報交換（リスクコミュニケーション）に努めましょう。
- 化学物質の適正な処理や排出防止対策の実践など、化学物質の適正な管理に努めましょう。
- 事業活動における騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。
- 農薬や化学肥料の適正使用や、減農薬、減化学肥料栽培に努めましょう。
- 営業や出張等の時は、できるだけ自動車の使用を控え、自転車やバス・電車等の公共交通機関の利用に努めましょう。
- 共同輸送等による物流の合理化を図るとともに、トラック輸送から船舶輸送や鉄道輸送等の大型大量輸送システムへの移行を検討する等、業務用車両の走行量削減に努めましょう。
- 業務用車両を購入する時は、できるだけ低燃費、低排出ガス自動車やクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の購入に努めましょう。
- 光化学オキシダント注意報や警報が発令された時は、ばい煙排出量の削減に協力しましょう。
- 有害物質等を含まない環境にやさしい原材料を使いましょう。

コラム【エコドライブ 10 のすすめ】

①ふんわりアクセル「eスタート」

普通の発進より少し緩やかに発進すると 11%程度燃費が改善します。



②加減速の少ない運転

速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。

③早めのアクセルオフ

エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止されるので、2%程度燃費が改善されます。

④エアコンの使用を控えめに

外気温 25℃の時にエアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

⑤アイドリングストップ

10 分間のアイドリングで、130cc 程度の燃料を浪費します。



⑥暖機運転は適切に

暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5 分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。

⑦道路交通情報の活用

1 時間のドライブで道に迷って 10 分余計に走行すると、14%程度の燃費悪化に相当します。

⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック

タイヤの空気圧が適正值より 50kPa 不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。

⑨不要な荷物は積まずに走行

100kg の不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。

⑩駐車場所に注意

交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらし、平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

資料：「エコドライブ 10 のすすめ」（環境省）

(3) 環境美化・衛生対策の推進

■現状と課題

環境美化・衛生対策は、まちをきれいにするとともに、安心して快適に生活するための重要なものであり、地域コミュニティの形成にも役立っています。

本市では、海浜の清掃活動など、各地域で自主的かつ積極的な環境美化活動が行われています。

しかし、依然として海岸、道路、河川等では、ごみのポイ捨てや不法投棄が見受けられ、市民より不満の声が寄せられています。

このため、今後も地域の環境美化・衛生対策を推進するとともに、市民一人ひとりが環境美化意識の高揚を図ることが必要です。



【海岸清掃活動】

施策の内容

○ 地域ぐるみで進める環境美化（強化）

環境美化についての知識の普及啓発に努めながら、公衆衛生推進協議会等の活動を支援し、地域における清掃美化等の実践活動を進めるとともに、門前清掃やごみの持ち帰りなど市民一人ひとりが日常生活の中で取り組む、美しい住環境づくりを促進します。

○ 環境衛生対策の充実（強化）

生活環境の保全と感染症の防止のため、必要機材などの整備に努めます。また、犬や猫などによる被害や環境悪化を防止するため、動物愛護思想の普及啓発に努めながら、適正な保護・管理の促進、関係機関と連携した野犬等の駆除対策の円滑化を図ります。

○ 花いっぱい運動の促進（継続）

花壇コンクール、花づくり講習会等の開催により花いっぱい運動を促進するとともに、散水栓の設置やフラワーポットの更新等により市民ボランティア等の活動を支援します。

○ マイロードシステム、ラブリバー制度の推進（継続）

まちの美化を推進するため、マイロードシステム・ラブリバー制度の利用促進を図ります。

○ 緑化の推進（継続）

公共施設や幹線道路の整備・改良時には、関係機関と連携し、緑化を推進します。

■ 市民の取組

- 自宅やその周辺の清掃に努めましょう。
- 海浜清掃活動など地域の環境美化活動に参加しましょう。
- 犬や猫などペットの適正な管理に努めましょう。
- 花いっぱい運動等に参加しましょう。
- 住宅の緑化（生垣の設置、建物の壁面緑化、屋上緑化等）を行いましょう。
- 所有する空き地については、雑草の刈り取り等を行いましょう。
- 身近な公園や街路樹等の維持管理に参加しましょう。

■ 事業者の取組

- 事業場やその周辺の清掃に努めましょう。
- 海浜清掃活動など地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。
- 廃棄物は適正に処理しましょう。
- 設備整備に際しては、周辺景観と調和するように配慮しましょう。
- まちの美化に関する里親になるなど、地域の美化に努めましょう。
- 事業所が所有する空き地については、雑草の刈り取り等を行いましょう。
- 事業所や工場での緑化（生垣の設置、建物の壁面緑化、屋上緑化等）に努めましよう。
- 建物の建設や開発事業を行う時は、緑の保全や緑化に努めましょう。

コラム【江田島市環境美化の推進に関する条例（平成16年11月施行）】

●目的●

市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、ポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱を防止することにより、地域の環境の美化を推進し、本市の良好な環境の保全に資することを目的としています。

●責務●

《市》

- ・条例の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱の防止に関する施策を策定し、これを実施することとする。
- ・市は、環境美化の推進に関し、市民等、事業者及び占有者の意識啓発に努めるとともに、必要があると認めるときは、指導又は助言を行うものとする。

《市民等》

- ・ポイ捨てにより空き缶等ごみを散乱させないため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等ごみを持ち帰り、又は回収容器に収容しなければならない。
- ・市民等は、市の実施する施策に協力しなければならない。

《事業者》

- ・ポイ捨てによる空き缶等ごみの散乱を防止するため、消費者に対する環境美化意識の啓発に努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。
- ・事業者のうち、容器入り飲食物を製造する者は、当該容器の再利用及び再資源化の可能な容器への転換に努めるものとする。
- ・事業者のうち、容器入り飲料を販売する者は、販売場所に回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

《占有者》

- ・占有者は、その占有し、又は管理する土地に、ポイ捨てによる空き缶等ごみが捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。



コラム【ペットの適正な管理（感染症について）】

犬などのペットの適正な管理は、人や他のペットなどへの危険防止とともに、衛生管理の面からも重要です。

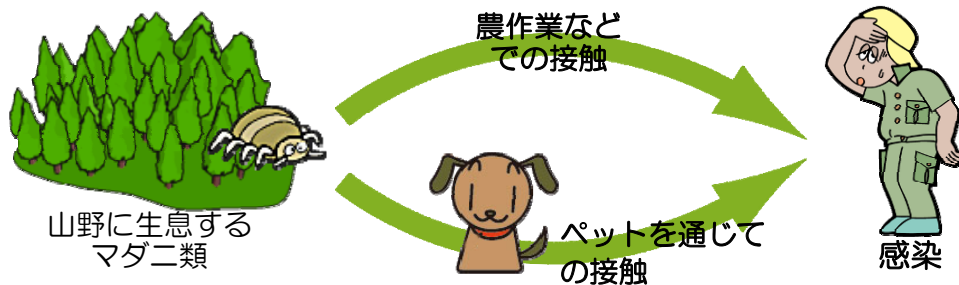
狂犬病など国内での発生が無くなった感染症もありますが、近年広島県に広がりつつある感染症もあります。



◎ 日本紅斑熱（にほんこうはんねつ）

日本紅斑熱は 1984 年に徳島県で初めて患者が報告された、新しい感染症です。媒介動物はマダニ類で、広島県では 1999 年に初めて患者が確認されて以降、2011 年 9 月末現在、62 人の患者が確認されており、2011 年 9 月には県内で死者も出ています。（広島県感染症情報センターホームページより）

マダニ類は、農作業中だけでなく、犬をとおして人と接触する可能性もあり、放し飼いにより犬がダニと接触する事の防止や、犬のダニ駆除なども大切です。



広島県動物愛護センターの調べによると、県下全域からセンターへ収容された犬 300 頭のうち、51 頭（17.0%）から紅斑熱の陽性反応があったとのこと。地域別に見ると、県下 12 市町におよび、広く広島県に広がりつつあると推測されます。

本市から収容された犬からは、陽性反応はありませんでしたが、今後広がる可能性もあるため、注意が必要です。

広島県感染症情報センターも、“一部の患者は島部で感染したと推定されるため、島部も含めた沿岸地域で広く注意が必要”と呼びかけています。

3 資源を上手に使う環境にやさしいしま（循環型社会の構築）

（1）5R（発生抑制，再利用，リサイクル，拒否，修理）の推進

■現状と課題

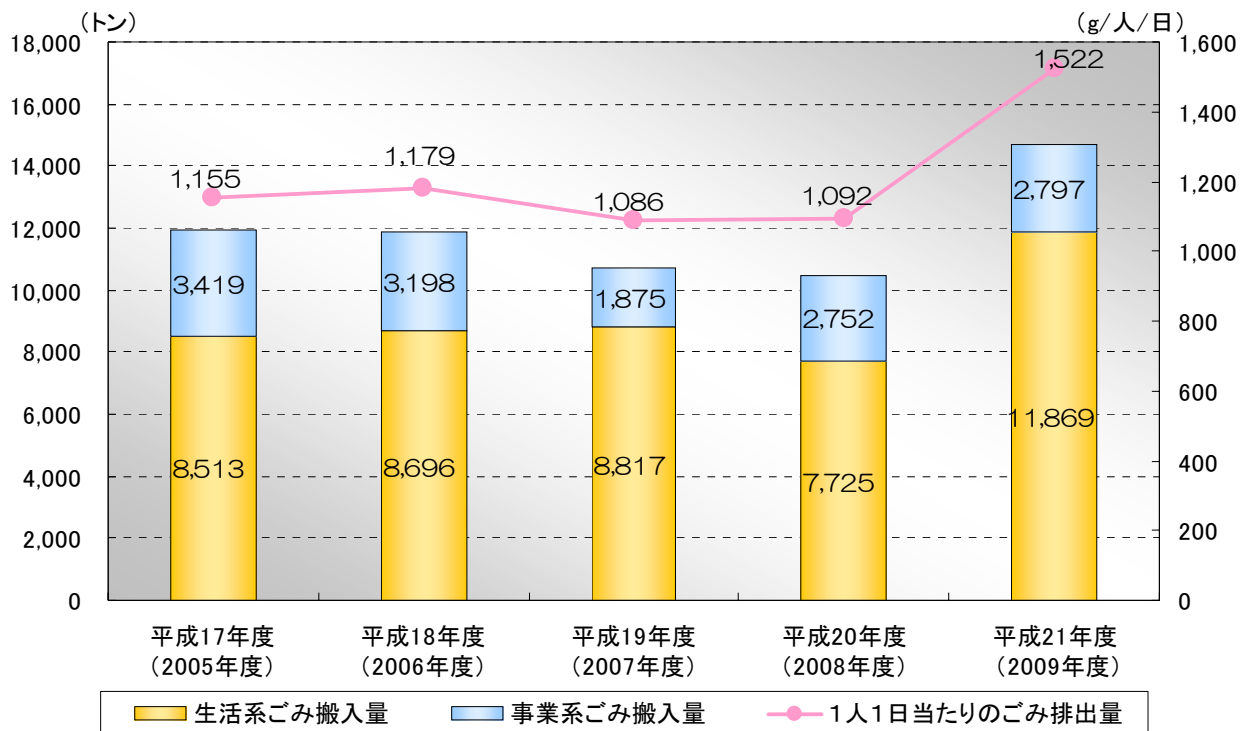
廃棄物・リサイクル対策については，廃棄物処理法の改正，各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきましたが，廃棄物の発生量の高水準での推移，廃棄物処理施設の立地の困難性，不法投棄の増大などの喫緊の課題に対応するため，平成12（2000）年5月には，循環型社会形成推進基本法が制定されました。また，廃棄物などの3R（リデュース：発生抑制，リユース：再利用，リサイクル：再資源化）や2R（リフューズ：拒否・不要な物は受けとらない，リペア：修理）の考え方が提示され，具体的な取組が様々な形で進められています。

本市においても，市民の協力を得ながら，分別収集の細分化（平成18（2006）年度現在，8分類）や徹底などを通じて，ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいます。

しかし，平成21（2009）年度の本市の1人1日当たりのごみ排出量は1,522g/人/日であり，全国平均（994g/人/日），広島県平均（923g/人/日）を上回っています。

このため，市民のごみ問題や循環型社会などに対する意識を啓発し，廃棄物・リサイクル対策をより充実させ，資源の消費が抑制され，環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが必要です。

ごみ搬入量等の推移



（注）平成21年度の増加理由は災害ごみによるものであり，災害ごみを差し引くと，前年度同程度である。

資料：「平成17年度～平成21年度 廃棄物処理技術情報」（環境省）

施策の内容

- 市民等の5Rに関する意識啓発（強化）
市民・事業所などに対し、ごみ問題や循環型社会などに関する情報を分かりやすく提供するとともに、講演会や学習の機会などを確保し、5Rに関する意識啓発を図ります。
- 市民参加による5Rの推進（強化）
生ごみの堆肥化，再生品の利用促進，ごみの分別区分の見直しなど，市民参加による5Rを推進します。また，ごみ処理場の見学会の実施など，市民等の環境意識を高めながら，3Rに加え，2Rにかかわる取組を地域ぐるみで進めます。
- 家庭用生ごみ処理機等の購入補助促進（強化）
家庭用生ごみ処理機等の補助を継続して行うとともに，利用の促進を図ります。
- 事業系ごみの減量化対策の推進（継続）
発生源による抑制，過剰包装の抑制，流通包装廃棄物の排出抑制，再生品の使用促進など，事業系ごみの減量化対策を推進します。
- リサイクル関連法令の対応（継続）
容器包装リサイクル法，家電リサイクル法などリサイクル関連法令に基づき，関係主体と連携して，それぞれの役割に応じた取組を推進します。
- グリーン購入の推進（継続）
グリーン購入によるリサイクル商品の活用を率先して行います。
- ごみ処理有料化の検討（継続）
家庭ごみの処理有料化制度の導入について検討します。
- 資源物の排出機会の拡大（継続）
可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物の分別排出を促進するため，資源物ステーションの設置，民間事業者との連携による排出機会の拡大など，市民に対する支援の充実を図ります。
- 資源回収品目の拡大（継続）
効率的で効果的な資源化を推進するため，新たな資源回収品目の拡大などについて調査・研究を行います。



【平成23年度 環境啓発ポスター 入賞】

市民の取組

- 買い物袋（マイバッグ）の持参，詰め替え商品の購入など，ごみの発生抑制に努めましょう。
- 生ごみ処理機の活用など，暮らしの中でごみの減量化に取り組みましょう。
- フリーマーケットの活用など，物品の再使用に努めましょう。
- リサイクル商品の購入や資源回収活動への協力など，資源のリサイクルに努めましょう。
- 過剰包装を断るなど，ごみの発生抑制に努めましょう。
- 修理できるものは修理して長く使用しましょう。
- テレビ・パソコン・冷蔵庫等を廃棄する際には，家電リサイクル法に基づき適正に処分しましょう。
- ごみの分別を徹底しましょう。
- 地域で行われている集団回収に協力しましょう。
- 再生品や再生資源等のグリーン購入に努めましょう。

事業者の取組

- レジ袋の削減や詰め替え商品の販売など，ごみの発生抑制に協力しましょう。
- 事務用品等の再使用に努めましょう。
- リサイクル商品の製造や販売など，資源のリサイクルに努めましょう。
- 商品の過剰包装を可能な限り控えるなど，ごみの発生抑制に協力しましょう。
- 製品の長寿命化や修理しやすい構造とするなど，物品の長期使用に配慮しましょう。
- 流通段階での梱包材の簡易化に努めましょう。
- リサイクルしやすい製品の開発に努めましょう。
- 飲食店や食品加工場等では，メニューや調理方法の工夫により，調理くずや残飯等の生ごみの減量化に努めましょう。

環境指標（数値目標）

環境指標項目	現況値 （平成21年度）	目標値 （平成33年度）
ごみ搬入量	14,666トン	9,888トン

コラム【ごみを減らす取組について】

●1人1日当たり70gのごみを減らそう！●

平成20年度における広島県の1人当たりごみ排出量は912g/日です。広島県廃棄物処理計画では、平成27年度までに平成20年度に対して10%削減することをうたっています。(1人当たりのごみ排出量は842g/日となります。)目標を達成するためには、1人当たり70gのごみを減らすことになります。

では、どのような行動を行うと、どのくらいのごみが減らせるのでしょうか？
具体的な例を挙げてみます。

マイバッグ、マイボトル・マイカップを使う



レジ袋2枚→10g 減量
紙コップ2個→10g 減量

過剰包装を断る



包装紙→20g 減量

生ごみの水切りをきちんとする



→10%の水分量が削減

詰め替え容器を使う



洗剤ボトル→
差引き50gの減量

個別包装されていないものを買う



食品トレイ2枚→10g 減量

紙パックはスーパーの店頭回収などを利用する



紙パック1枚(1L)→
20g 減量

資料：広島県

コラム【生ごみの減量にご協力を】

生ごみはその7割以上が水分を言われ、焼却時にはその水分により余分なコストがかかります。私たち1人1人が1gでも生ごみを減量することができれば、処理にかかるコストを削減できます。生ごみの水切りの徹底、生ごみ処理機などを利用したごみの減量にご協力下さい。

また、本市では、一般家庭の生ごみの減量化と資源化を促進するため、生ごみ処理機などの購入費の一部補助を行っています。

補助対象などについては、以下のとおりです。

＜補助対象について＞

◎対象者：市内に住民基本台帳を登録し、居住している世帯主。1世帯1基とします。

◎購入先：市内に所在する店舗であること。

◎対象機器および補助金額（全て消費税込）

対象機器	補助金額
コンポスト処理容器	3,000円を上限とし、購入価格の1/2以内
EM菌専用処理容器	1,300円を上限に、購入価格の1/2以内
ミミズ利用処理容器	15,000円を上限に、購入価格の1/2以内
電気式生ごみ処理機	20,000円を上限に、購入価格の1/2以内

申請の方法や必要な書類などの詳細については、江田島市環境課（0823-40-2768）までお問い合わせ下さい。

＜コンポストによる堆肥化＞



(2) 廃棄物の適正処理の推進

■現状と課題

廃棄物は放置されたり、不法投棄されやすく、全国各地で不法投棄問題が発生しています。

本市では、廃棄物の適正処理を一部事務組合で行ってきた経緯があり、環境センター（最終処分場）・粗大ごみ処理施設・ペットボトル減容化施設、清掃センター（ごみ焼却処理）などを整備してきました。このうち清掃センターについては、ダイオキシン対策を行うため、広島県一般廃棄物広域処理呉ブロック実施計画に基づき、平成14（2002）年12月から呉市にごみの焼却処理を事務委託し、現在は、ごみの収集・運搬の中継基地の役割を担うリレーセンターとなっています。

一方、各種リサイクル法の施行による負担の増加や基準等の強化により、不法放棄等の不適正処理は依然として課題の一つとなっています。

このため、今後も一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、関係機関と連携したパトロールの実施により、不法投棄の実態把握及びその防止に取り組む必要があります。

■施策の内容

○ 環境センター、リレーセンター等の管理・充実（強化）

安全で効率的にごみを処理するため、環境センターの施設・設備の更新などを計画的に進めます。不燃ごみを減量し、最終処分場の延命を図るため、不燃ごみを破碎転圧する機械・設備の更新などを計画的に進めます。また、最終処分場の適正な管理、リレーセンターの管理・充実に努めます。

○ 広域的なごみ処理体制の維持・強化（強化）

循環型社会の形成や地球環境問題への対応などの流れを踏まえ、呉市と連携しながら、広域的なごみ処理体制の維持・強化に努めます。

○ 不法投棄監視パトロールの実施（強化）

関係機関と連携して、陸域・海域からのパトロールを実施して、不法投棄等の不適正処理の早期発見及び実態把握を図り、原因者の究明や改善指導を徹底します。

○ 廃棄物収集・処理・運搬体制の充実（継続）

家庭系一般廃棄物を適正に収集・運搬するため、老朽化した収集車の買い替え・更新を計画的に進めます。

○ 事業系一般廃棄物・産業廃棄物への対応（継続）

事業系一般廃棄物・産業廃棄物については、事業者責任に基づく適正処理を促進します。事業所に対し各種制度や事例などの情報提供に努めながら、リサイクルやごみの減量化と適正処理、さらにはゼロ・エミッション化を促進します。

○ ごみ収集日の周知徹底（継続）

ごみの収集日について、広報やホームページを利用して周知徹底するよう図ります。

○ 最終処分場の継続的な確保（継続）

市内から発生する廃棄物の長期的かつ安定的な処分を担保するために、最終処分場

を確保し、その環境保全対策について、環境モニタリング、廃棄物の受入管理及び埋立終了後の管理の徹底、適切な跡地利用を図ります。

○ 適正な排出者負担（継続）

廃棄物の処理にかかる経費の見直しと効率化を図るとともに、適正なごみ処理を推進するために必要な経費についての精査を行い、排出者への応分の負担を求めます。

市民の取組

- 野焼き等による焼却処分を行わないようにしましょう。
- 不法投棄の現場を発見した場合は、関係機関に連絡・相談しましょう。
- ごみの適正な分別に努めましょう。
- ごみステーションでは、利用のマナーに努めましょう。
- ごみの収集日を守り、決められた方法に従って排出しましょう。
- ペットのふん等は飼い主がきちんと始末しましょう。

事業者の取組

- 産業廃棄物の排出事業者は、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、産業廃棄物の適正処理に努めましょう。
- 産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者は、マニフェスト制度を適切に運用しましょう。
- 産業廃棄物は適正な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど、適正に処理しましょう。
- 空き地等の土地管理者は、廃棄物を不法投棄されないように適正に管理しましょう。
- 事業系ごみは決められた排出ルールを守り、排出者の責任において適切に処理しましょう。

コラム【不法投棄ホットライン】

環境省では、産業廃棄物の不法投棄を見つけられた場合の緊急連絡先として、「不法投棄ホットライン」を開設しています。

不法投棄を見つけられたら、以下の連絡先までメールもしくはFAXでご連絡ください。

[1] 電子メール：
sanpai110@env.go.jp（産廃110番）

[2] FAX：
0120-537-381（ゴミなし産廃）

[3] 携帯：
次のサイトから携帯電話で直接メールを送信することも可能です。
<http://www.env.go.jp/k/recycle/s110.html>
（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ 対応）



4 エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま（低炭素社会の構築）

（1）省エネルギーの推進

■現状と課題

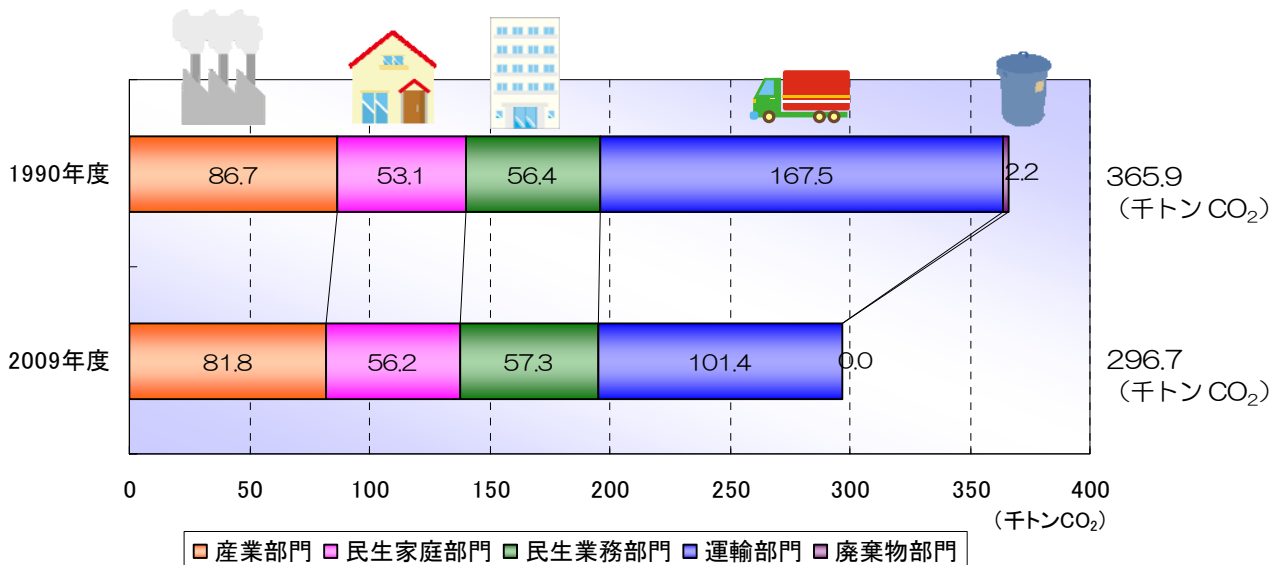
地球温暖化問題は、様々な環境負荷の増大により地球規模での環境問題が生じ、人類の生存にかかわる重大なテーマになっています。こうした問題は、経済活動の拡大に加え、日常生活におけるエネルギーや資源の消費と廃棄物の発生も一因となっており、私たちの暮らしや産業活動も、無関係ではありません。

本市の平成 21（2009）年度の二酸化炭素排出量は約 29 万 7 千トンであり、平成 2（1990）年度の約 36 万 6 千トンと比べて 19%の減少となっています。また、平成 21（2009）年度の二酸化炭素排出量は、広島県全体の 0.7%を占め、県内 23 市町の中では低い方から 6 番目となっています。

しかし、長期的には更に大幅な二酸化炭素の排出削減が求められており、社会経済のあらゆるシステムを構造的に二酸化炭素の排出の少ないものとする必要があります。

また、これまでの普及啓発中心の施策だけでなく、市民・事業者の意識と行動の変革につながる実効性のある取組の推進や、先導的・モデル的な取組を通じた実践型の施策展開が必要となっています。

江田島市の二酸化炭素排出量



- （備考）産業部門：製造業，建設業，農林水産業等
 民生家庭部門：家庭で使用する電気，ガス，灯油等
 民生業務部門：主に事務所や小売店等の事業所
 運輸部門：自動車，船舶等
 廃棄物部門：焼却処理ごみ中のプラスチック類

資料：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」（環境省）

施策の内容

- 省エネルギー対策の先導（強化）
市が率先して、省エネルギー行動や設備の導入に取り組み、省エネルギー対策を先導していきます。
- 暮らしにおける省エネルギー行動の推進（強化）
情報提供や学習機会の確保などを通じ、家庭における省エネルギー行動を促進します。
- 事業活動における省エネルギー対策の推進（強化）
事業所における ISO14001 など環境マネジメントシステムの取得などを通じ、環境負荷の少ない省エネルギーな事業活動を促進するため、支援制度などの情報提供を図ります。
- 運輸部門対策の推進（強化）
エコドライブの普及啓発、低公害車の導入促進、公共交通機関の利便性向上等により、運輸部門における省エネルギー対策を推進します。
- 省エネルギー設備・機器の導入促進（強化）
省エネルギー型製品や省エネルギー診断等の普及を促進します。また、エネルギー利用効率の高い高効率給湯器等の普及を図ります。
- 自転車利用の促進（強化）
自転車利用者のニーズを把握し、利用しやすい自転車駐輪場を整備します。また、自転車利用における安全性の確保とマナー向上のための啓発活動を行います。

市民の取組

- こまめな消灯やエコドライブの実践など、省エネルギー行動を実践しましょう。
- 住宅の断熱化や省エネ性能の高い家電の選択などに努めましょう。
- 環境家計簿の利用や省エネナビの設置により、二酸化炭素排出量の見える化に努めましょう。
- 地球温暖化防止に関する講習会やイベントに積極的に参加しましょう。
- 自動車から自転車、公共交通など環境にやさしい乗物へ転換しましょう。
- 自動車を利用する時は、1人で乗らず、何人かで相乗りしましょう。
- 地球温暖化対策地域協議会等が実施する地球温暖化防止イベントや省エネ対策の呼びかけに積極的に参加・協力しましょう。

事業者の取組

- 温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、環境マネジメントシステムによる事業活動の改善や、省エネルギー機器の導入など、事業活動に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めましょう。
- 建物の断熱化や空調の省エネルギー化など、二酸化炭素排出量の少ない設備の導入に努めましょう。
- 省エネルギーにつながる建物緑化に努めましょう。
- 低公害車の導入や自動車の定期的な点検・管理の徹底、エコドライブの実践に努めましょう。
- 通勤や営業活動等では、できるだけ公共交通機関の利用に努めましょう。
- 建物を建設する際は、「CASBEE（建築物総合環境評価システム）」を活用し、環境負荷の低減に努めましょう。
- LCA（ライフサイクルアセスメント）※、省エネルギー診断等の手法を活用し、事業活動の省エネルギー化を図りましょう。

環境指標（数値目標）

環境指標項目	現況値 （平成 21 年度）	目標値 （平成 33 年度）
二酸化炭素排出量	297 千トン CO ₂	267 千トン CO ₂ （10%削減）

注) 目標値は毎年 1%程度削減するものとして設定。目標値は、1990 年の 366 千トン CO₂ と比べ 27%の削減であり、これは国の中期目標（2020 年までに 1990 年比で 25%削減）を上回る数値。

※LCA（ライフサイクルアセスメント）

製品やサービスのライフサイクルを通じた環境への影響を評価する手法のこと。LCA は、ISO14040 において規格化されているが、その詳細な手法については、各々の目的に照らし合わせて実施することとされている。

コラム【エネルギーを上手に使うために】

●チャレンジ 25 について（環境省）●

2020 年までに CO₂ 排出量を 25%削減するという、わが国の目標を達成するために、環境省では、家庭やオフィスでできる 6 つのチャレンジと 25 の取組を掲げ、国民に広く参加を呼びかけています。

●6 つチャレンジ●

★Challenge 1 エコな生活スタイルを選択しよう

クールビス、ウォームビス、マイバッグなど、無駄をなくし、上手にエネルギーを使う活動が積み重なれば、CO₂ を大きく削減できます。

★Challenge 2 省エネ製品を選択しよう

購入に迷った時は、「エネルギー効率の高い製品」を選択しましょう。消費電力の削減に役立ちます。

★Challenge 3 自然を利用したエネルギーを選択しよう

太陽や風、水などの自然エネルギーを利用しましょう。CO₂ 排出の無い、自然エネルギーは温暖化防止の有効な手段です。

★Challenge 4 ビル・住宅のエコ化を選択しよう

外壁の断熱や窓の気密性に配慮した、快適な住空間を作ることで、エアコンなどを効率的に使用できます。

★Challenge 5 CO₂ 削減につながる取組を応援しよう

CO₂ 排出を削減する様々な取組が始まっています。これらを知り、協力することで CO₂ を削減できます

★Challenge 6 地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

地域や職場の人々と、みんなで活動することで意識を高めましょう。



【平成 23 年度 環境啓発ポスター 特別賞】

●25 の取組●

Challenge1；エコな生活スタイルを選択しよう

夏の冷房は 28℃、冬の冷房は 20℃に設定する。	☆
照明や OA 機器のスイッチオフを心がける。	☆
出かける際はバスや電車、自転車など交通機関を利用する。	☆☆
蛇口をこまめに閉めるなど、節水を心がける。	☆
環境家計簿、省エネナビなどで、CO ₂ 排出量の見える化をする。	☆
シャワーを使う時間を短くする。	☆☆
エコドライブ（ふんわりアクセル、アイドリングストップ）を実践する。	☆☆
マイバッグ、マイボトルを持ち歩く。	☆
エコクッキング（食材を使い切る、中火を上手に使う）を実践する。	☆

Challenge2；省エネ製品を選択しよう

古い冷蔵庫を省エネタイプに買い換える。	☆☆
家庭用燃料電池や高効率給湯器を導入する。	☆☆
古いエアコンを省エネタイプに買い換えよう。	☆☆
白熱電球を電球型蛍光灯や LED 照明へ買い換えよう。	☆☆
古いテレビを省エネテレビに買い換える。	☆☆
ハイブリッド自動車や電気自動車に買い替える。	☆☆☆

Challenge3；自然を利用したエネルギーを選択しよう

太陽光発電を新しく設置する。	☆☆☆
太陽熱温水器を新しく設置する。	☆☆

Challenge4；ビル・住宅のエコ化を選択しよう

最新の省エネ基準を満たす断熱材やエコガラスを取り入れる。	☆☆
コージェネレーション設備などの最新技術を取り入れる。	☆☆
太陽光発電を新しく設置する。（再掲）	☆☆☆

Challenge5；CO₂削減につながる取組を応援しよう

カーボン・オフセット商品や木材利用製品を選択する。	☆
地産地消の商品を選択する。	☆
カーボンフットプリントやフードマイレージの小さい食品を選択する。	☆

Challenge6；地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう

カーシェアリングやレンタサイクルを積極的に利用する。	☆
地域の環境イベントに積極的に参加する。	☆
パーク＆ライドで公共交通機関を利用する。	☆

※☆☆マークの数は、おおよその CO₂ 削減量を表しています。

- ☆☆☆ 1 世帯で 1 年間で千 kg 以上削減できる
- ☆☆ 1 世帯で 1 年間で百～千 kg 以上削減できる
- ☆ 1 世帯で 1 年間で数十 kg 程度の削減ができる、又は効果が一定でない

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

■現状と課題

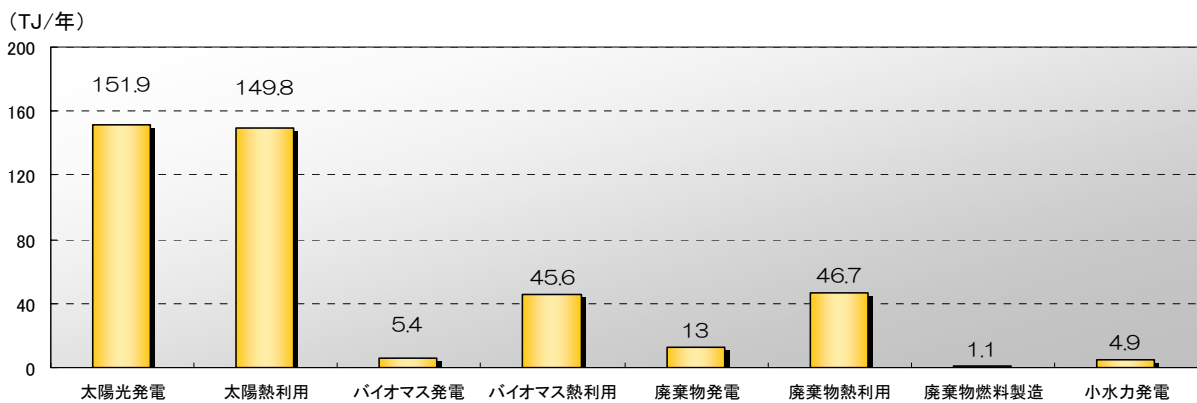
今日の地球温暖化問題は、石油や石炭等の化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因しています。このため、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

国では、平成23年8月に「再生可能エネルギー促進法」が成立し、今後より一層の再生可能エネルギーの導入促進が期待されます。

本市においても、住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助制度など、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進しています。また、本市に最も期待される再生可能エネルギーは太陽エネルギーとなっています。

このため、今後も再生可能エネルギーの導入促進を継続的かつ重点的に推進していく必要があります。

江田島市に期待される利用可能量



注) TJ=10×10¹²J

資料：「海・山・街から始める次世代エネルギー圏域づくり推進調査報告書」(中国経済産業局)



【大古小学校屋上の太陽光発電システム】

施策の内容

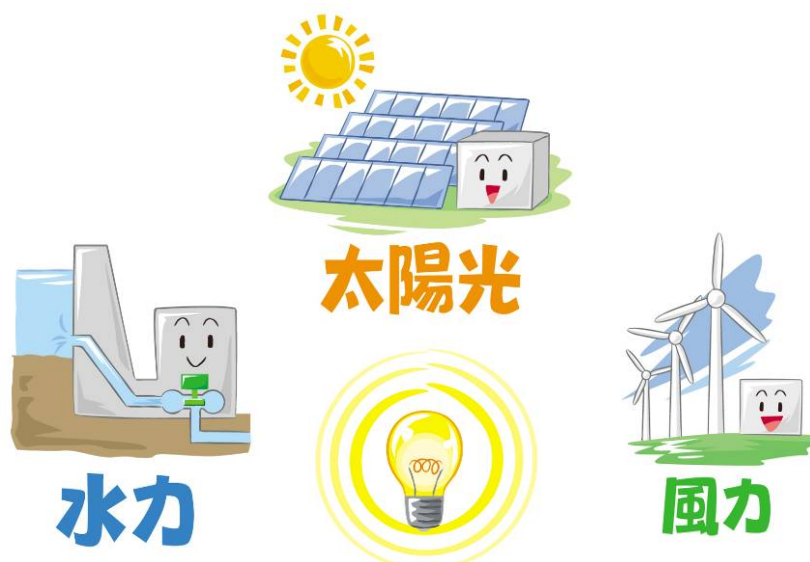
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入（強化）
公共施設の整備においては、太陽光の活用など再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 民間における再生可能エネルギー導入の促進（強化）
住宅や工場等において、太陽光の活用など再生可能エネルギーの導入を促進するため、事例や支援制度などに関する情報の提供を図ります。
- 地域資源の活用（強化）
バイオマスエネルギーや海洋エネルギーなど、地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利用について調査・研究します。
- 情報提供、意識啓発、調査研究（継続）
関係機関と連携し、再生可能エネルギーに関する情報提供、意識啓発、調査研究に努めます。

市民の取組

- 再生可能エネルギー導入の意義、目的についての理解を深めましょう。
- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。

事業者の取組

- 太陽光発電や太陽熱利用など再生可能エネルギーを活用したシステムを導入しましょう。
- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギー利用の調査・研究に協力しましょう。
- 再生可能エネルギーの情報提供、普及啓発に協力しましょう。
- 再生エネルギーに関する研究開発を促進しましょう。



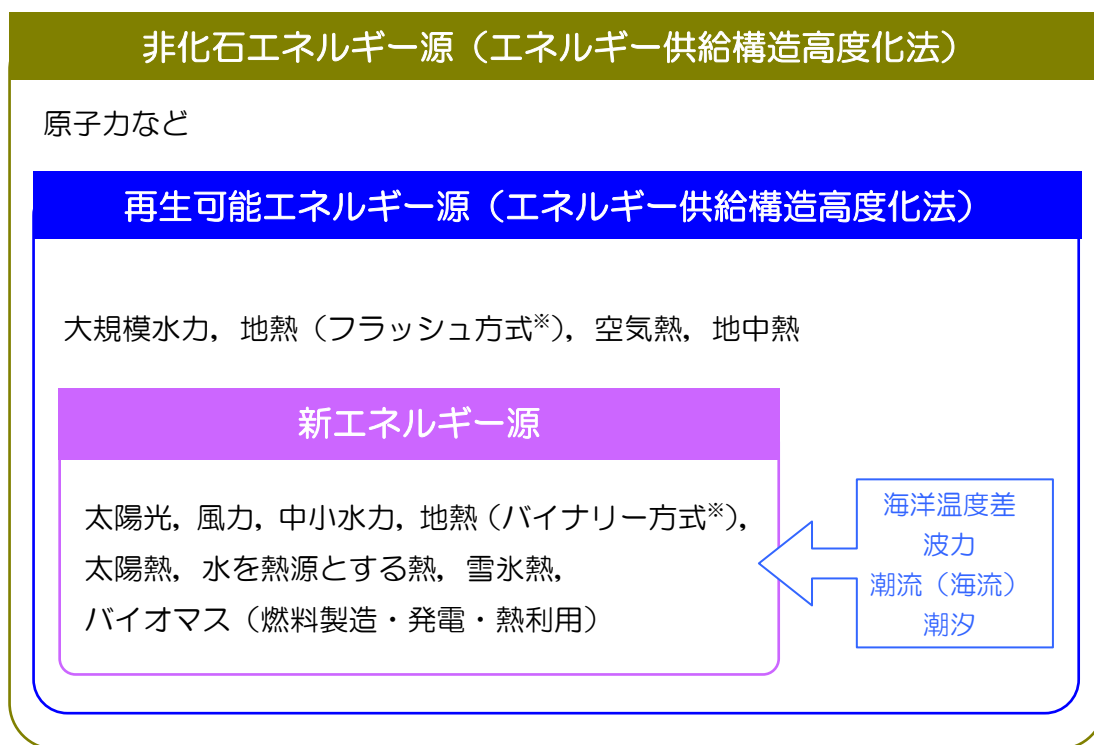
コラム【再生可能エネルギーについて】

●再生可能エネルギーと新エネルギー●

再生可能エネルギーとは、法律（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律）で「エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

新エネルギーとは、これら非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであり、その促進を図ることが非化石エネルギー導入を図るために特に必要なものとされています。

〈政府による定義〉

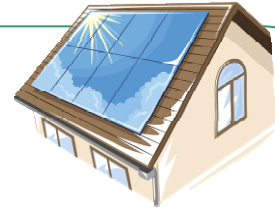


※地熱（フラッシュ方式、バイナリ方式）

フラッシュ式地熱発電は、井戸から取り出した地熱蒸気と熱水の混合流体から、蒸気だけを分離し蒸気タービンへ送って発電する方式。十分に高熱・高圧な地熱蒸気が必要。

バイナリ式地熱発電は、地熱流体を熱源として、水に比べて沸点の低い媒体を気化させてタービンを駆動し発電する方式。沸点の低い媒体を使用するため、比較的温度の低い地熱流体を熱源として利用できる。

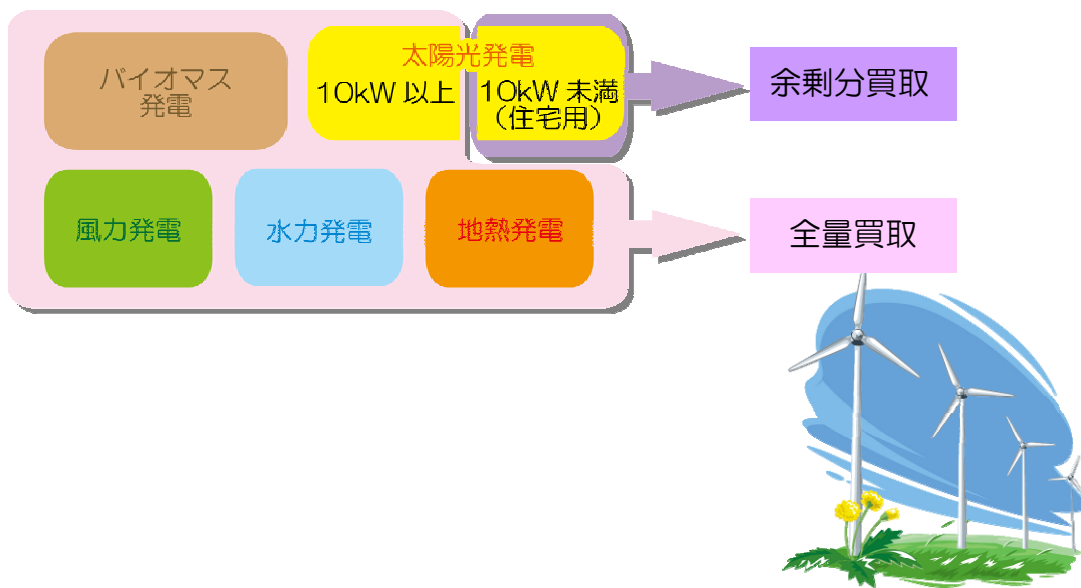
コラム【再生可能エネルギー法案とは】



正式には「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」といい、法案の概要は以下のとおりです。

- ・再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。
- ・買取に要した費用に充てるため各電気事業者は需要家に対して、使用電力量に比例した賦課金（サーチャージ）の支払を請求することを認める。
- ・買取対象は、太陽光、風力、水力（3万kW未満の中小水力）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気。
- ・平成24年7月1日から買取をスタートする。

※平成21年より余剰電力買取制度が開始されている太陽光発電については、住宅用の10kW未満については、余剰電力の買取となり、その他については全量買取となります。



5 みんなで環境を考え行動するしま（環境教育・学習の推進）

（1）環境教育・学習の推進

■現状と課題

私たちの取り組むべき環境問題は、地域の生活環境の保全から自然との共生、資源の有効利用、地球温暖化まで多岐にわたり、複雑化してきています。そのため、私たち一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが重要となります。

本市は、小学校を対象とした環境教育、自然観察会の開催、江田島市環境センター及び江田島市リレーセンターにおける施設見学や情報提供など、学校や地域において各種団体と連携を図りながら環境教育・学習を実施してきました。

今後は、さらに幅広くあらゆる場面において、環境教育・学習が活発に行われるように、学校教育や社会教育等での取組の推進、指導者の育成、学習拠点の充実が必要です。



【海辺観察会の様子】

■施策の内容

○ 指導者の育成（新規）

教職員や市民団体等を対象とした環境教育・学習の指導に関する研修会を開催し、指導者の育成を図ります。また、指導者間の連携強化を図るため、ネットワークづくりを支援します。

○ 環境教育・学習拠点の充実（強化）

幅広い市民の環境に関するニーズに対応できるよう、環境学習拠点の機能の充実を図ります。

○ あらゆる場面における環境教育・学習の推進（強化）

市民・事業者等と連携を図り、総合的な学習の時間等を通じた環境教育や体験型の環境学習などを推進し、次世代を担う子どもたちの環境に対する知識や理解を深めます。また、子どもたちが学校等で学んだ環境教育・学習の内容を保護者や地域住民と一緒に実践できるよう、学校と家庭、地域が連携した環境教育・学習を推進します。

- 自然体験型環境教育の推進（強化）
本市の自然特性を活かし、ネイチャーゲームや野鳥観察等を通じた環境教育・学習を推進します。
- 学校設備の整備（強化）
校舎及び体育館の改築にあわせて、雨水利用施設や壁面緑化施設等を整備し、環境教育の教材として活用します。
- 環境情報の提供（継続）
広報やホームページにおいて、市内各主体の活動状態の紹介や、環境に関する情報の提供等を行います。
- こどもエコクラブの活動支援（継続）
こどもエコクラブへの参加を幼稚園や小中学校に呼びかけるとともに、情報提供や人材・資材提供等を通じて活動を支援します。
- イベントを通じた環境への関心の喚起（継続）
環境月間行事などの各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を喚起します。

市民の取組

- 学校や地域における環境教育・学習に参加・協力しましょう。
- 家庭で環境について話し合う機会を持ち、実践につなげましょう。
- 環境教育・学習の拠点を活用し、周囲に活動の輪を広げましょう。
- 市等が提供する環境情報を収集し、環境に関する知識や意識の向上に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に参加・協力しましょう。
- 水辺の教室など、環境調査や自然観察会などに参加し、環境保全に対する理解を深めましょう。

事業者の取組

- 学校や地域における環境教育・学習に参加・協力しましょう。
- 従業員の研修制度に環境問題を取り入れるなど、職場全体で環境教育・学習を推進しましょう。
- 施設見学の受け入れや農林水産業体験など、体験型の環境教育・学習に協力しましょう。
- 専門知識を有する人材を講師として派遣する等、環境教育の支援に努めましょう。
- こどもエコクラブの活動などに積極的に支援・協力しましょう。
- 市・市民などと連携し、環境教育・学習の人材、ノウハウなどを提供しましょう。
- ボランティア休暇制度など、社員の環境保全活動参加を支援する体制を整備しましょう。

(2) 環境保全活動の推進

■現状と課題

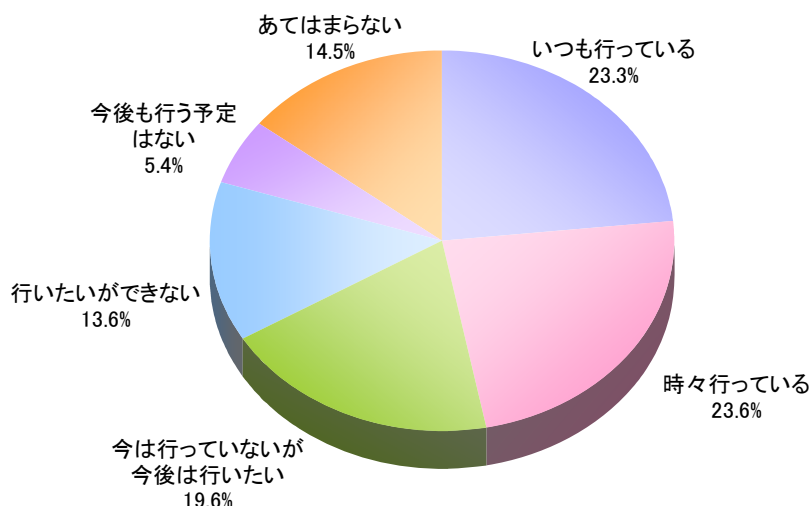
環境問題がクローズアップされる中で、市民・事業者等の自主的な活動が大きな役割を果たすようになってきています。このような活動は、多様で自由な発想に基づく自立した活動です。

本市においては、市民・事業者による廃棄物の減量化・リサイクル活動、環境美化活動、自然保護活動などの環境保全活動が実施されています。また、市民アンケート調査によると、「自然観察会や清掃活動等の環境保全活動に参加している」割合が47%であり、参加率の高さが伺えます。

今後も、各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進するとともに、各主体間の連携により活動の充実・活性化を図る必要があります。

市民アンケート結果

自然観察会や清掃活動等の環境保全活動に参加しているか？



施策の内容

- 市民等が自発的に行う環境保全活動の支援（強化）
環境美化活動の協働実施、活動内容の紹介・情報提供など、地域や市民団体等が自発的に行う環境保全活動を支援します。
- 事業者が自発的に行う環境保全活動の支援（強化）
ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムに関する情報提供や普及啓発など、事業者が自発的に行う環境保全活動を支援します。
- 環境に配慮した率行的行動（強化）
環境に配慮した製品を選択的に購入する「グリーン購入」などを、率行的に実施します。

- 多様な主体が一体となって環境保全活動に取り組む体制の充実（継続）
 公衆衛生推進協議会の活動支援など、市・市民・事業者の各主体が協働して環境保全活動に取り組む体制の充実を図ります。
- 交流の場づくりと連携の強化（継続）
 市・市民・事業者など様々な立場の主体が、自らの有する環境情報を積極的に受発信できる交流の場を構築・活用します。また、多様なメディアとの連携を図りながら積極的な環境情報の受発信を推進します。
- あらゆる主体による環境政策への参加の推進（継続）
 環境問題の現状，課題，取組等に係る環境情報を誰でも容易に入手できる体制を整備し，環境行政のあらゆる過程において，市・市民・事業者が連携・協働し，知恵を持ち寄り，共に考え，そして行動し，成果を検証するなど，あらゆる主体の環境政策への参加をより一層進めます。

市民の取組

- 環境に関する情報を積極的に活用し，日常生活における環境配慮行動を実践しましょう。
- 地域や市民団体の環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の環境美化活動など，各主体間の協働した環境保全活動に積極的に係わりましょう。
- 環境に関する地域の意見や活動の取組について，情報の発信に努めましょう。
- 環境に配慮した事業活動を行っている事業者への理解・関心を深めましょう。

事業者の取組

- 事業活動における環境配慮行動を実践しましょう。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入など，事業活動における自主的な活動を推進しましょう。
- 地域の環境美化活動など，各主体間の協働した環境保全活動に積極的に係わりましょう。
- 環境ビジネスの創出につながる新たな技術開発に努めましょう。
- 環境保全活動の実施状況等を，ホームページや環境報告書などで広く公表しましょう。

コラム【環境マネジメントシステムについて】

●環境マネジメントシステムとは●

組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、方針や目標を自ら設定して取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS：Environmental Management System）といいます。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。他にも地方自治体、NPOや中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがあります。

●環境マネジメントシステムの必要性●

地球環境問題に対応し、持続可能な発展をしていくためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や事業者が、規制に従うだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが求められます。環境マネジメントは、そのための有効なツールです。

また、組織や事業者の立場から見ても、環境マネジメントにより環境保全の取組を進めていくことには、次のような必要性があると言えます。

- ①消費者の環境意識は急速に高まっており、環境にやさしい商品・サービスを提供し、環境にやさしい企業であることが、ますます求められています。
- ②環境保全に対する様々な規制や要請は、今後ますます強化されると予想されます。こうした動きに対応するため、環境マネジメントにより体系的に取り組むことが必要です。
- ③環境マネジメントに取り組むことは、省資源や省エネルギーを通じて、経費節減につながると言われていています。また、管理体制の効率化にもつながるとも言われています。



第4章 重点プロジェクト

第1節	海ごみ削減プロジェクト	70
第2節	地球温暖化対策プロジェクト	72
第3節	環境アカデミー創出プロジェクト	74



【おかげんさん】

第4章 重点プロジェクト

第3章において方向づけた施策の展開のうち、本市の地域的課題や特性を踏まえ、重点的かつ率先的に実行していく必要な施策について、重点プロジェクトとして位置づけ、推進していきます。

各重点プロジェクトの概要

重点 プロジェクト①

海ごみ削減プロジェクト

海ごみには、漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみがあります。近年、牡蠣筏の資材による漂着ごみや漂流ごみが問題となっています。また、市民等の海ごみ問題に対する意識は高く、早急な対策が求められています。そこで、本市では積極的に海ごみ削減に向けて取り組みます。

重点 プロジェクト②

地球温暖化対策プロジェクト

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる重要な環境課題の一つとなっており、私たちは資源やエネルギーを効率よく利用する努力を行いながら、社会経済活動や生活様式を見直すことが求められています。

そこで、本市全域の地球温暖化対策を推進するため、自動車とエコカーのまちづくりや再生可能エネルギーの推進、省エネルギーの推進、地球温暖化防止に関する情報提供・普及啓発に取り組みます。

重点 プロジェクト③

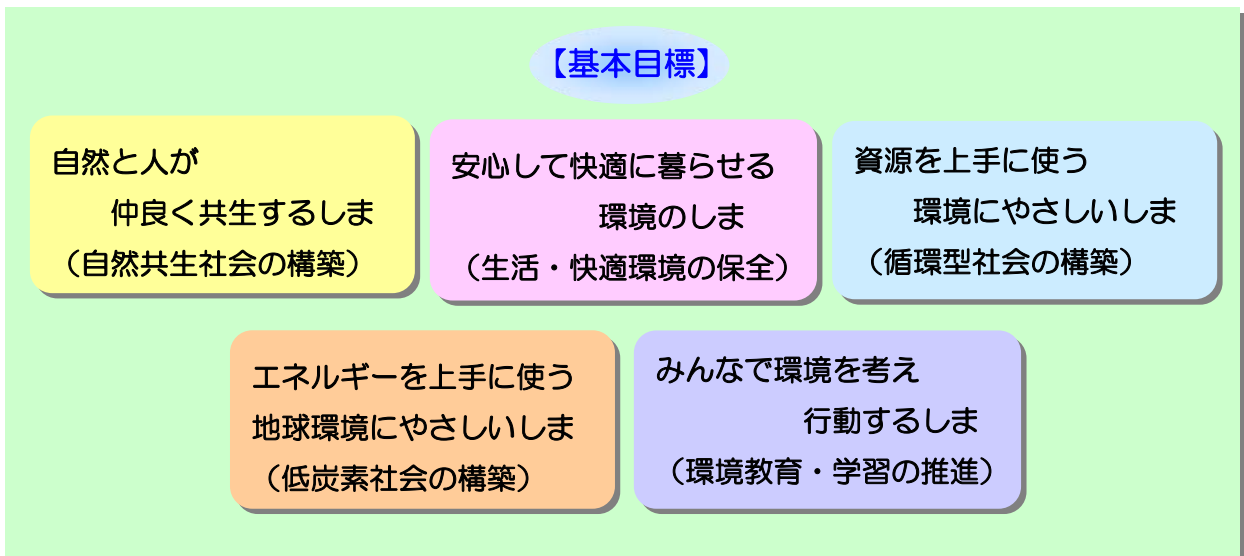
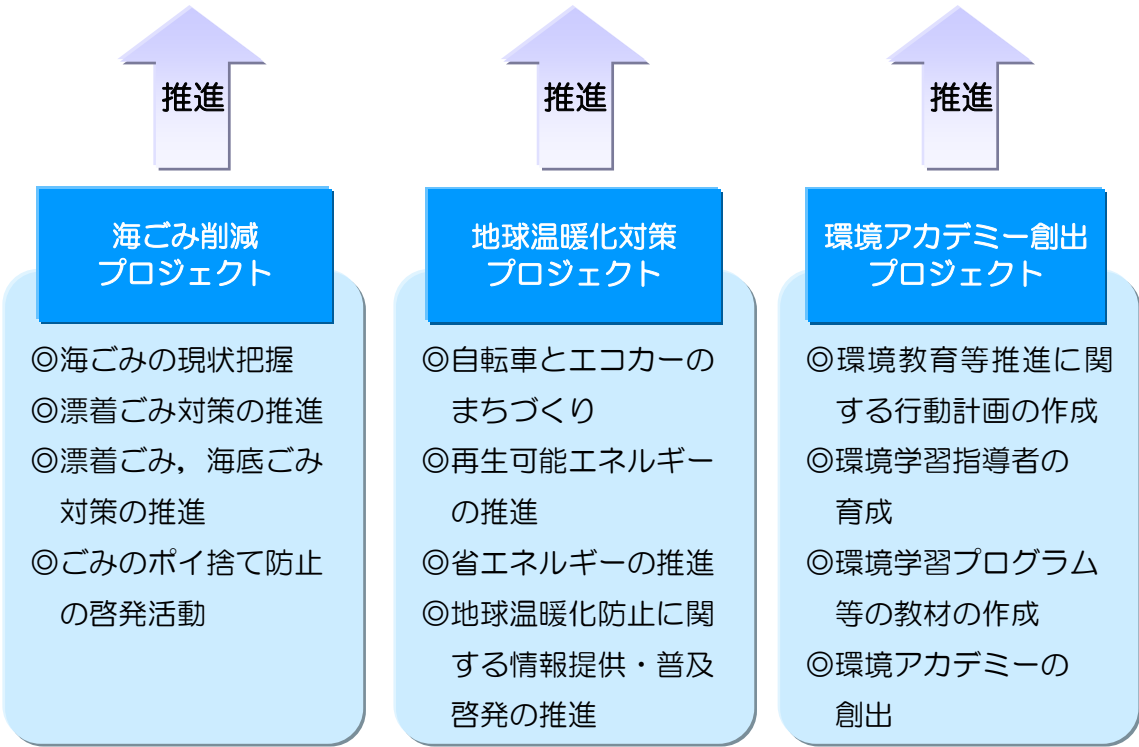
環境アカデミー創出プロジェクト

各種施策やプロジェクトを効果的に推進していくためには、市民等の環境に関する意識を向上させ、行動に結びつけるための教育・学習が重要です。

そこで、本市全域の環境教育・学習を推進するため、いつでもどこでも環境のことが学べる場や機会を創出します。

重点プロジェクトの構成イメージ

恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』 えたじま



第1節 海ごみ削減プロジェクト

1 背景と目的

海ごみは、景観の悪化による観光への悪影響やごみの混在による漁業資源への悪影響のほか、ごみから浸出する汚染物質による水環境の悪化や野生生物の誤摂取や植物の光合成の阻害などによる生態系への被害など、経済的な分野に止まらず自然環境を保全する上でも、さらには廃棄物の不法投棄も絡み重大な社会問題となっています。本市においても重要な環境課題の一つであり、特に江田島湾においては多くの漂着ごみが確認されています。

そこで、関係者（市・市民・事業者）が協働して、海ごみ（漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ）の削減対策を推進し、本市の恵まれた海洋資源を保全します。

2 内容

◎ 海ごみの現状把握

海ごみには、漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみがあり、近年、牡蠣筏の資材による漂着ごみや漂流ごみが問題となっています。これらの実態を海ごみの種類ごと、地域ごとに把握し、効率的・効果的な削減方法を検討します。

◎ 漂着ごみ対策の推進

漂着ごみは、海岸に打ち揚げられるものであり、市民等による回収が可能であるため、関係者（市・市民・事業者）が協働して、海岸清掃活動を推進します。



【海岸清掃活動】

◎ 漂流ごみ、海底ごみ対策の推進

漂流ごみ、海底ごみは、市民による回収は困難であるため、行政・事業者が協働して、回収活動を推進します。

◎ ごみのポイ捨て防止の啓発活動

海ごみの発生を未然に防止するため、ごみのポイ捨て防止の啓発活動を強化します。また、関係者（市・市民・事業者）協働による海岸のパトロールを徹底します。

3 期待される効果

- 海ごみの削減による快適な海辺環境の保全
- 海ごみの削減による良好な漁場環境の保全
- 関係者（市・市民・事業者）の協働作業による地域コミュニティの確保

コラム【海洋ごみの削減について】

●瀬戸内海の家ごみ●

(社)瀬戸内海環境保全協会等によるアンケート結果によると、瀬戸内海の家ごみは不法投棄やポイ捨て、台風・大雨後の自然系ごみ、カキ養殖筏のフロートやパイプ漂着などが多いとの結果が出ています。



●瀬戸内海における海洋ごみ削減に向けた提言●

(社)瀬戸内海環境保全協会等では、次の観点から整理し、海洋ごみ削減に向けた提言をまとめています。

◆取組の方向性

- 瀬戸内海の家ごみ削減は、流入量の抑制と回収努力の促進を陸域及び海域において併用し行うことが必要

◆陸域における対策

- 陸域での日常生活におけるごみ発生量の抑制
- 発生者探しではなく発生行為の排除方法の検討
- 河川・海域に入る前の陸域でのごみ回収が重要
- 陸域から海洋への流入量を効率的に削減するためには、ごみが集約される場所（堰・河口など）での「定期的」回収が有効（重点回収）

◆海域における対策

- 海域由来の各発生源について削減対策を実施
- 海岸漂着ごみは一部の海岸に高密度に偏在しているため、重点的に回収し効率的に現存量を削減（重点地点回収）
- 海岸漂着ごみ量の時間変動を把握して、漂着量が多い時期に集中して実施（漂着期重点回収）
- 市民の“意識と行動の変化”を促すための市民参加型のモニタリング・回収が必要
- 海底ごみの回収の推進には、回収物の処分に対する支援制度が有効

◆行政の果たすべき役割

- 瀬戸内海全体を俯瞰する高い視点と広い視野を持つ（全体的視点）
- 海域全体で継続的に協力するための調整や仕組み作り
- 外海への流出もあり、内海の家ごみという視点を踏まえた施策展開

第2節 地球温暖化対策プロジェクト

1 背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波による被害や原子力発電所の事故等を受け、再生可能エネルギーへの転換やライフスタイルの見直し等、さらなる地球温暖化対策の推進が求められています。

そこで、本市全域の温室効果ガス排出量の削減対策として、自転車とエコカーのまちづくりや再生可能エネルギー、省エネルギーの推進、市民一人ひとりの意識啓発に取り組み、地球温暖化対策を推進します。

2 内容

◎ 自転車とエコカーのまちづくり

本市は、市内を自転車で周遊するコースなどを記載した、「江田島市サイクリングマップ」を配布するなど、自転車で走りやすいまちづくりを目指しています。そこで、二酸化炭素排出量の削減の観点からも自転車のまちづくりを促進します。また、環境にやさしい乗物として、電気自動車などのエコカーへの転換も促進します。さらに、環境面、経済面から有効とされるカーシェアリングについての調査研究に努めます。

◎ 再生可能エネルギーの推進

日射量が多いという本市の特徴を活かし、市内のあらゆる場所での太陽エネルギーの導入を促進します。また、島と海の特徴を活かし、関係機関と連携して使用済みの牡蠣筏のエネルギー利用や潮流発電など海洋エネルギーの研究を推進します。

◎ 省エネルギーの推進

工場や事業所、店舗などに対する省エネ診断を促進するとともに、家庭等で電気使用量や料金がリアルタイムで分かる省エネナビ等を活用して、温暖化防止の理解を促します。また、市民へカーボン・オフセットの意義やねらい等を周知するとともに、事業者へカーボン・オフセットによるサービスや商品の提供を呼びかけます。さらに、高断熱・高気密住宅などの省エネ住宅および住宅省エネ性能表示等について、普及促進に努めます。

◎ 地球温暖化防止に関する情報提供・普及啓発の推進

市民・事業者等の地球温暖化防止に関する意識啓発を図るため、各種団体と協働して、広報、新聞、テレビ・ラジオ等のマスコミ、インターネットを活用し、情報提供・啓発を推進します。

3 期待される効果

- 二酸化炭素排出量の削減による地球温暖化防止への貢献
- 再生可能エネルギービジネスなど新たな産業分野の創出
- 省エネ型のライフスタイル・ビジネススタイルの定着

コラム【能美脱温暖化未来会議】

●あらし●

「脱温暖化を目指し、未来に向かってゆっくりあせらず飛び続けよう！」との呼びかけで、平成18年10月に設立されました。

会の名称は、次世代に少しでも良い環境を残したいとの思いから名づけられました。

●これまでの活動のあゆみ●

- 環境総合学習会の実施 (H17～)
- マイバッグ持参運動の実施 (H17～H20)
- 主要公共施設の待機電力及び能美町の待機電力調査 (H20)
- 地引網漁による能美町周辺への南海の魚介類の侵入状況調査 (H21～)
- グリーンカーテンづくり (H21～)

●主な活動紹介●

・環境総合学習会の実施

小学校において担任と協議しながらプログラムを作成し、海水位調査・瀬戸内海の魚種変化や漁獲量減少のお話し・砂浜での清掃活動などを実施しています。



・省エネ普及活動

「江田島まるごとフェア(毎年11月初旬)」において、パネル展示や省エネの取組状況アンケートなどを実施しています。



・グリーンカーテンづくり

市と協力し、市役所の壁面にゴーヤを使ったグリーンカーテンづくりに挑戦しました。



【江田島市サイクリングマップ】

第3節 環境アカデミー創出プロジェクト

1 背景と目的

地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、行政のみならず、市民・事業者が積極的に環境保全活動に取り組むことが求められます。学校や地域、企業での環境保全活動を活発にする基盤をつくるためには、子供から大人まで幅広く環境教育・学習の機会を提供し、そのために専門的知識をもつ人材の育成を図ることが必要です。

そこで、本市においても、各主体の環境教育・学習を推進するため、いつでもどこでも環境のことが学べる場や機会として「環境アカデミー」を創出します。

2 内容

◎ 環境教育等推進に関する行動計画の作成

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、地域の関係者からなる協議会の設置等による環境教育、協働取組に係る行動計画の作成を検討します。

◎ 環境学習指導者の育成

教員や市民等を対象に、環境学習指導者養成講座等を開催し、環境教育・学習の指導者を養成します。

◎ 環境学習プログラム等の教材の作成

地域の自然環境、生活環境、社会環境、地球温暖化・ごみ問題などに関する環境学習のプログラムや事例集を作成し、その利活用を図ります。

◎ 環境アカデミーの創出

家庭、学校、職場、地域等、あらゆる場で環境教育・環境学習が実施できる環境アカデミーを各種団体と協働して創出します。具体的には、市のホームページに環境アカデミーのコーナーを設置し、環境学習指導者の紹介、環境学習プログラムの提供、各環境教育・学習講座の窓口の開設などの情報提供を行います。また、市内のみならず、広島市や呉市など他都市と連携して、環境教育・学習のネットワークの構築を図ります。

3 期待される効果

- 環境教育・学習を通じた子どもたちの郷土愛の育成
- 市民等の環境保全活動の活性化による生きがいの創出
- 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着

環境指標（数値目標）

環境指標項目	現況値 （平成 23 年度）	目標値 （平成 33 年度）
環境学習指導者数	3 人	10 人

注）環境学習指導者とは、環境カウンセラーや広島県環境保全アドバイザーなどのこと。

コラム【環境学習指導者について】

●環境カウンセラー●

環境カウンセラーとは、市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき、市民やNGO、事業者などの行う環境保全活動に対する助言など（＝環境カウンセリング）を行う人材として、環境省に登録されている方々です。

環境カウンセラーの方々は、全国で活動されており、広島県でも以下のような活動がなされています。

☆世界遺産の島・宮島で自然を学ぼう

廿日市市とタイアップして、修学旅行で宮島を訪れる子供たちに素晴らしい宮島の自然を案内する「自然観察指導者」を養成しています。瀬戸内海の穏やかな自然、宮島の干潟で緑り広げられる海の生物の営みや神秘的のべールに包まれた宮島の植物を紹介しています。また、親子自然体験学習講座では、珍しいヒメボタルの観察会やカキ打ち体験が出来る講座を開講しています。

●広島県環境保全アドバイザー●

地域の民間団体等が環境に関する実践活動を行なう際のアドバイザー・講師として広島県が実施または認定する環境学習指導者養成講座を修了した方のうち、承諾した方を環境保全アドバイザーとして登録しています。

また、名簿公開を了承していただいた登録者については、市町に名簿を提供し、地域で行なわれる環境実践活動の指導者として紹介する制度です。

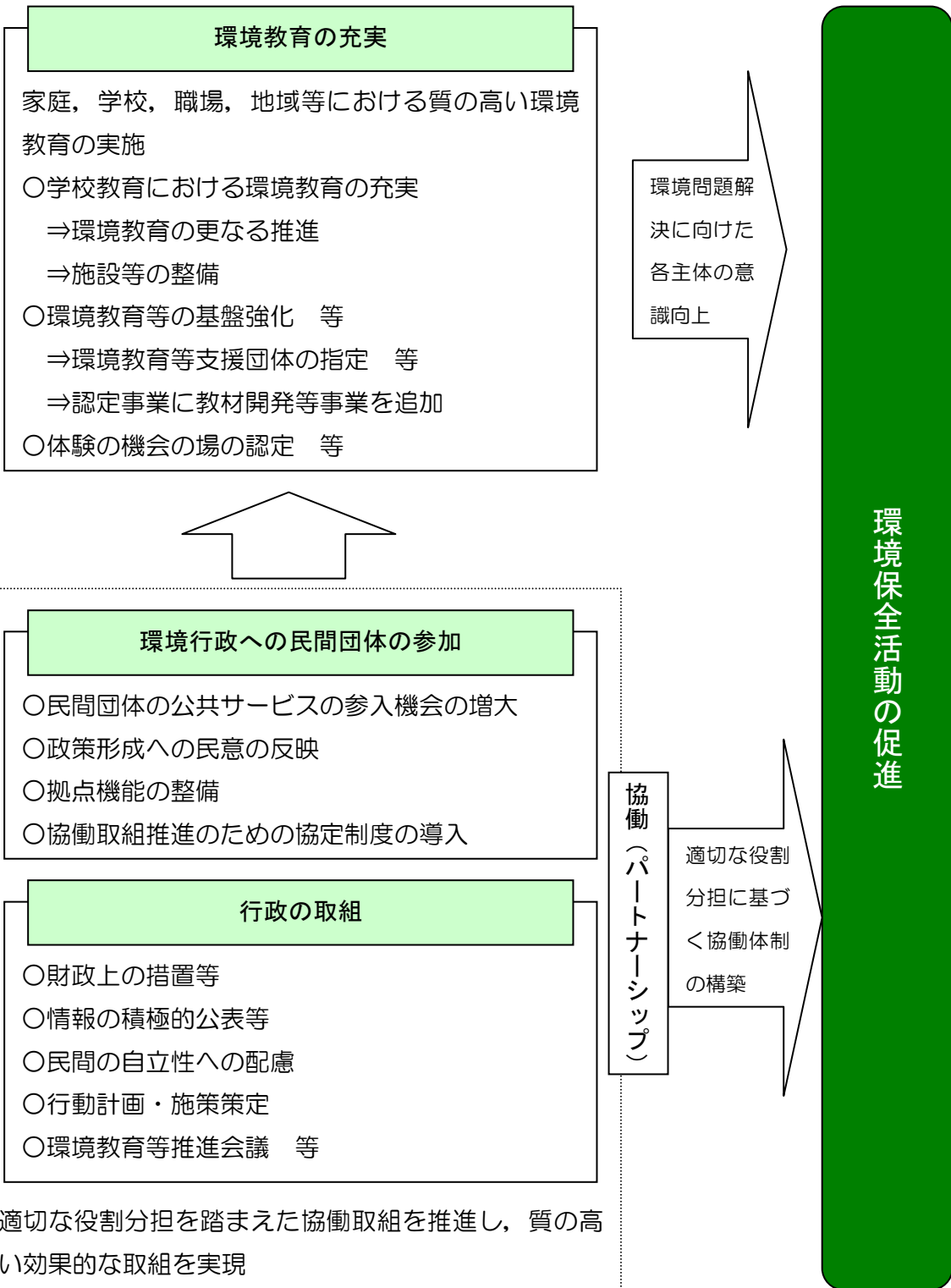
主な活動

- （1）助言・指導活動
- （2）連絡調整活動
- （3）情報収集活動
- （4）研修参加活動
- （5）その他必要な活動



【環境学習指導者研修会（広島県）】

コラム【環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律】





第5章 計画の推進

第1節	計画の推進体制	78
第2節	計画の進行管理	79
第3節	財政措置	79
第4節	各種計画との連携	79
第5節	プロジェクト推進会議の運営	80



【カキ祭り】

第5章 計画の推進

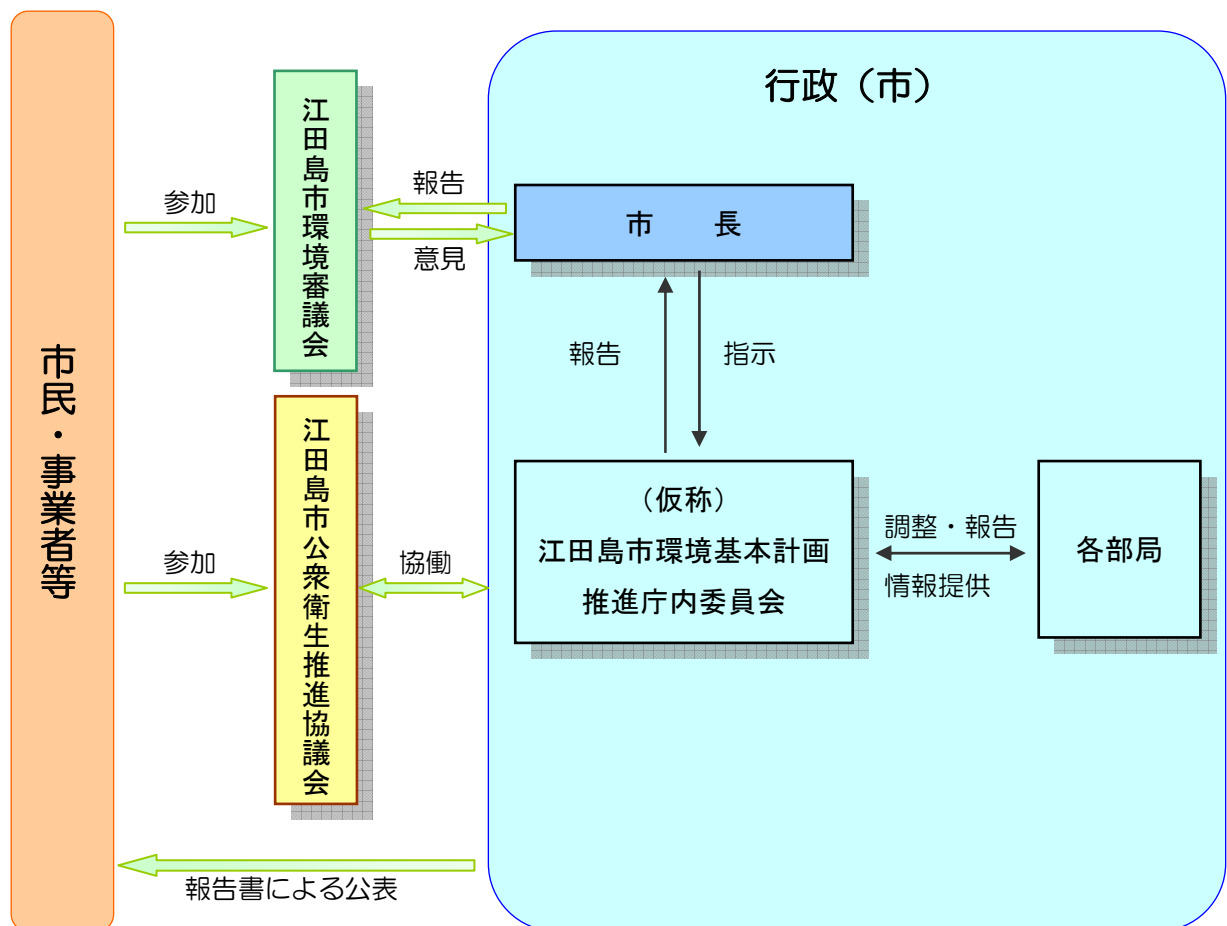
第1節 計画の推進体制

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっては、各部局が連携・協力し、取り組むとともに、それらの進捗状況を把握するなど、行政組織内部において横断的に調整・協議することが重要となります。

そのため、庁内関係部局で構成する「(仮称)江田島市環境基本計画推進庁内委員会」において、施策の進捗状況などの点検を行います。

また、必要に応じ江田島市環境審議会に報告します。

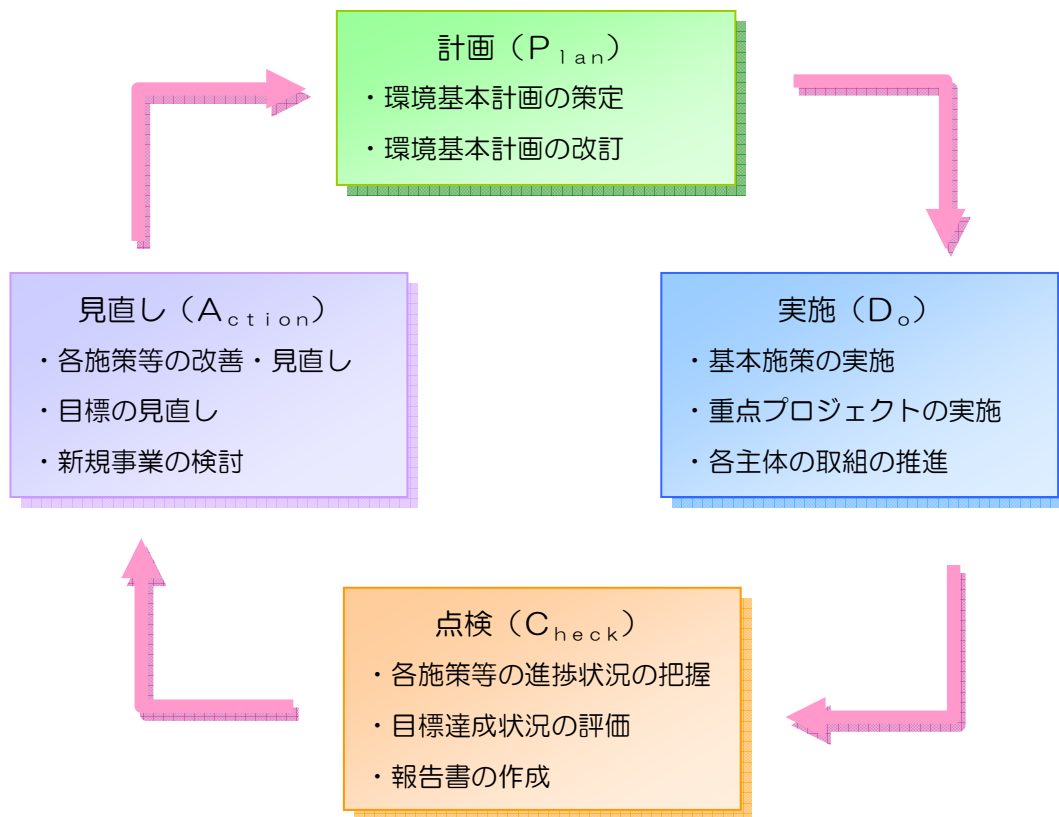
さらに、「江田島市公衆衛生推進協議会」等と協働して、環境基本計画の普及を図るとともに、環境基本計画の推進や見直し等を行います。



第2節 計画の進行管理

本計画は、各主体が協力して本市の目指す環境像の実現に向けた取組を実行することが重要であり、進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、点検・評価を実施します。

本計画の進捗状況の把握や評価は、各施策の進捗状況や数値目標の達成状況から判断します。



第3節 財政措置

本計画推進のために必要な財政的措置を図るとともに、補助制度等の活用により財源の確保に努めます。

第4節 各種計画との連携

本市の他の計画のうち、環境の保全を目的とするものは、本計画の基本的な方向に沿って策定、推進します。また、本市の他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう、これらの計画との整合を図っていきます。

第5節 プロジェクト推進会議の運営

本計画の中で、「(仮称)江田島市環境基本計画推進庁内委員会」が主体となり、特に重点的に取り組むべき海ごみの削減、地球温暖化防止対策、環境教育・学習の推進について、関係各課により構成されるプロジェクト推進会議を設置し、強力な推進を図ります。



①海ごみ削減プロジェクト推進会議

●推進施策●

- ・海ごみの現状把握
- ・漂着ごみ対策の推進
- ・漂流ごみ、海底ごみ対策の推進
- ・ごみのポイ捨て防止の啓発活動

②地球温暖化対策プロジェクト推進会議

●推進施策●

- ・自転車とエコカーのまちづくり
- ・再生可能エネルギーの推進
- ・省エネルギーの推進
- ・地球温暖化防止に関する情報提供・普及啓発の推進

③環境アカデミー創出プロジェクト推進会議

●推進施策●

- ・環境教育等推進に関する行動計画の作成
- ・環境学習指導者の育成
- ・環境学習プログラム等の教材の作成
- ・環境アカデミーの創出



江田島市環境基本計画

平成 24 (2012) 年 3 月

発行：江田島市

編集：江田島市市民生活部環境課

〒737-2392 江田島市能美町中町 4859 番地 9

TEL. 0823-40-2768(直)

FAX. 0823-45-2265

<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/>